

# 第5回

## 松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成16年11月25日（木） 10時13分

場 所： 鷹島町スポーツ文化交流センター

# 第5回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成16年11月25日(木)				開会時刻	午前10時13分
					閉会時刻	午後3時58分
会議の場所	鷹島町スポーツ文化交流センター					
出席した 委員  30名中 25名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	宮本 正則	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治
	委員	寺澤 優國	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰
	委員	志水 正司	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂
	委員	田島 忠志	委員	村田 末廣	委員	金内 武久
	委員	武尾 嘉明	委員	池水 英比古	委員	田中 まゆみ
	委員	永田 俊子	委員	前田 次男	委員	井筒 清治
	委員	村田 茂實	委員	吉井 重忠	委員	大畑 安盛
	委員	村上 公幸				
欠席した委員 5名欠席	委員	日高 雅之	委員	太田 末男	委員	山口 芳正
	委員	廣瀬 茂好	委員	森 眞一		
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名  6名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田 豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	小田 鉄三郎
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

## 第5回松浦地域合併協議会会議次第

日時：平成16年11月25日(木)10時～

場所：鷹島町スポーツ・文化交流センター

### 1. 開会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議事

#### 協議事項

##### 【継続協議事項】

- \* 協議第11号(協定項目6号)財産及び債務の取扱いに関する事
- \* 協議第16号(協定項目13号)特別職の職員の身分の取扱いに関する事
- \* 協議第22号(協定項目10号)地方税の取扱いに関する事
- \* 協議第24号(協定項目26号)消防、防災関係の取扱いに関する事
- \* 協議第26号(協定項目35号)商工観光関係事業の取扱いに関する事
- \* 協議第27号(協定項目43号)交通関係の取扱いに関する事

##### 【新規協議事項】

- \* 協議第28号(協定項目9号)農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事(その2)
- \* 協議第29号(協定項目20号)国民健康保険制度の取扱いに関する事
- \* 協議第30号(協定項目29号)各種福祉制度の取扱いに関する事(その1)
- \* 協議第31号(協定項目29号)各種福祉制度の取扱いに関する事(その2)
- \* 協議第32号(協定項目30号)社会福祉協議会の取扱いに関する事
- \* 協議第33号(協定項目32号)健康推進事業の取扱いに関する事
- \* 協議第34号(協定項目36号)農林水産関係事業の取扱いに関する事

### 4. その他

### 5. 閉会

午前10時13分 開会

大久保事務局長

お待たせいたしました。ただ今から第5回松浦地域合併協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、吉山会長がごあいさつ申し上げます。

吉山会長

皆様おはようございます。第5回の協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、今月から小委員会等も加わりまして大変御多忙の中、お繰り合わせの御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、開催町であります鷹島町の職員の皆様には、昨日から会場の設営にあたりまして大変御苦勞をおかけいたしました。心から感謝を申し上げます。

さて、県内市町村の合併に向けた動きとして、今月18日付の官報により、佐世保市の編入合併と西海市の新設合併について総務大臣の告示がなされました。これをもって合併の法手続は終了し、両市とも来年4月1日に合併となり、長崎県本土地域では長崎市、諫早市に次いで四つの合併が決定したこととなります。

さて、私たちの松浦地域では、9月の設立以来これまでに4回の協議会を終え、その他の協定項目を除く44協定項目中14項目の協議が終わり、9項目が継続、残りが21項目となっております。本日、新規提案を5項目予定いたしておりますので、ちょうど協議の中間に差しかかったところとなります。

前回の協議会では、建設計画の素案について小委員会を設置し、分担して審議、検討をお願いいたしましたが、一昨日の小委員会で大方の協議まで進んでいると聞いております。

また、議会議員の取扱いについても、来週、小委員会の開催が予定されているとのことで、委員の皆様には大変過密なスケジュールで御無理をお願いいたしておりますが、この地域の将来のために御理解、御協力を賜り、熱心に論議していただきますようお願いいたします。

結びに、本日出席の委員皆様の御健勝、御多幸を御祈念いたしながら、本日の協議会が実り多きものとなりますように願い、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いをいたします。

なお、ちょっと顔つきが変わっておりますですね、その点お許しをしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

大久保事務局長

それでは、第5回の合併協議会の議事に入らせていただきますが、継続協議の中で小委員会に付託されました項目は建設計画と議会議員の取扱いの2件でございます。23日に建設計画に関する第1回目の小委員会を開催いたしました。まだ完全な協議を終えておりませんので、本日の協議題には上げておりません。

小委員会規程の中で、審議の経過及び結果については、委員長は随時協議会に報告することとなっておりますが、建設計画につきましては各小委員会で取りまとめたものを次回の協議会で御報告いただくように予定をいたしております。また、議会議員の小委員会は、先般正副委員長を決定ただけでございますので、本日は事務局から、それぞれの小委員会の委員長、副委員長の選出の結果のみ御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、建設計画でございますけれども、第1小委員会は寺澤委員長、そして金内副委員長でございます。それから、第2小委員会は友田委員長、岡本副委員長でございます。それから、第3小委員会は松瀬委員長、田島副委員長です。それから、議会議員の小委員会でございますけれども、田島委員長、それから武尾副委員長が選任されておりますので、お知らせいたしておきます。

それでは、本日の議事につきまして、吉山会長の方をお願いいたしたいと思っております。

吉山会長

それでは、協議会規約によりまして私が議長を務めさせていただきます。

会議次第に従いまして、継続協議事項から始めてまいります。

協議第11号 財産及び債務の取扱いに関することを協議題といたします。

財政部会長から説明いただきます。

園田財政部会長

おはようございます。それでは、松浦市の財政課長をしております園田と申します。財政部会長を担当しておりますので、御説明いたしたいと思っております。

まず、財産及び債務の取扱いに関するということということで継続協議となっております。これは「1市2町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。」ということで提案をいたしておりました。

前回の協議会の中で、それぞれの自治体が今後の地方債年度別償還状況、それから債務負担行為の年度別支出状況、それから今後の地方交付税を除いた一般財源がどういうふうにな

るかということで資料の要請がございました。そのことについて御説明いたしたいと思  
います。

皆様のお手元に本日配付しております「第5回松浦地域合併協議会参考資料」の1.「財  
産及び債務の取扱い」に関する資料であります。

その中で、次のページをお開きいただきたいと思います。「財産及び債務の取扱いに関  
すること」に関する資料ということで、それぞれ1、2、3ということで資料を提出いたして  
おります。

そこで、今後、地方交付税を除いた一般財源がどういうふうになるかということでありま  
したけれども、今後、新市建設計画の中でそれぞれ出していくということで、平成15年度の  
決算状況調査による一般財源の状況ということで、その中にお示しいたしております。

その前に、一般財源とはどういうものか、御存じだと思いますけれども、説明したいと思  
います。

この一般財源といえますのは、財源の用途が特定されず、どのような事業にも使用するこ  
とができるということが一般財源と。そこで、次のページに平成15年度決算による一般財源  
の状況ということでお示ししておりますけれども、この中に、左の項目にそれぞれ市税とか  
地方譲与税等、利子割交付金、地方消費税交付金、軽油・自動車交付金 軽油引取税交付  
金、それと自動車取得税交付金ですね。それから地方特例交付金、交通安全対策交付金と地  
方交付税に分けておりますけれども、その中でも、特に地方税とか、地方譲与税とか、地方  
交付税とか、それをもって一般財源と代表されることが多いようです。

それで、平成15年度の決算状況調査によりますと、各市町の額と合計額をそれぞれ出して  
おります。

参考のために、一番下から2番目のところ、地方交付税額を記載しているところです。松  
浦市が一般財源で4,533,683千円、地方交付税2,650,280千円、計7,183,963千円というこ  
とです。福島町、鷹島町それぞれ、計は右の方に出しているとおりでございます。それぞれ  
合わせまして10,476,757千円ということでございます。

次のページをあけてください。

これも地方債年度別償還状況ということで、それぞれ平成15年度の決算以降、全部で10年  
間を出した状況であります。松浦市は、元金、利子、合計ということで、平成16年度は1,7  
45,131千円ということで、それぞれ16年度から25年度まで記載しています。福島町、鷹島町

においてもそれぞれ記載しているところでございます。

それから、公営企業会計におきましても、同じように15年度の決算状況から、今後どういうふうな償還になるのかということで記載しているところでございます。

それから、3ページ、債務負担行為の年度別支出予定状況ということで、これは前回ありましたように、15年度まではわかっておりますけれども、16年度以降、債務負担行為の支出予定額がどうなっているのかということでの資料でございます。平成16年度から25年度まで、それから26年度以降ということで、それぞれ記載しているところでございます。

松浦市が、全部の合計額で 743,205千円、福島町が 359,582千円、鷹島町が 1,460,579千円、合計の 2,563,366千円ということになっております。

以上、前回資料の提出要望がございましたので、皆様方にお配りしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今協議第11号 財産及び債務の取扱いに関することについて、事務局より、前回提出要望がありました資料を含めて説明があったところです。これより御質問、御意見を受けたいと思います。ありませんか。

はい、松瀬委員、どうぞ。

松瀬委員

おはようございます。松浦市の松瀬でございます。

ただ今提出されました、この参考資料にもありましたように、前回、私、このことについて御要望いたしたところでございまして、この資料から見ますと一般財源の実態というのが出てまいっておりますけれども、この中で占める割合が大きいのは、やはり地方交付税だと思っておりますが、最近御承知のように、地方交付税は大幅に減額されて、十分財源調整の機能をしない状態でございます。不安定な要因が多分にあるというようなことを考えるわけでございます。

そういうことから考えてみますと、今度の合併が財政改革というような視点から、それぞれ自治体の経費の節減というのが強く求められておるところと思う訳でございますけれども、総体的に今までお聞きした中で考えてみますと、三役なり、あるいは特別職なりの議員の削減、あるいはそれに伴う財源縮小が論点になりまして、その他のこの科目に対しますところの取扱いについては、今までの経験からいたしますと、上位へ位置づけるというような形が

出てきておるようでございます。合併がやはり経費節減ということであれば、お互いが、全市町民すべてがその痛みを理解しなければならないであろう。さすれば、例えば規定以上、あるいは法定基準以上に支出されておるものはこの際一挙に見直すというような姿勢も必要ではないかと思えますし、任意に支出されております雇用奨励金等につきましても、この際やはり根本的に見直す必要があるんじゃないか、そういう考え方になりませんか、合併いたしましても、だんだん将来性が危ぶまれる。

私的に言いますと、特例債、あるいは特例交付金による短期間の行政のサービス向上だけだというような感じがいたしまして、10年後が思いやられる訳でございますが、それらについても十分ひとつ対応するように、この協議会が進められるように、会長の方でひとつお取り計いを期待しておりますし、そしてまた、この協議会は一応基本的なことだけしか出てまいっておりませんので、やはりもう少し経常経費の分析等もなさって、参考資料として配付や、あるいは御説明をいただければというように思う訳でございますが、今後ひとつ、今ここで直ちという訳にはまいりませんか、そういう取り組みをしていただきたい。これも要望を申し上げておきたいと思えます。

吉山会長

ただ今松瀬委員から、今回の協議会の財産債務の中には、今後やっぱり交付税の問題が、今後大きく減額される予測の中で厳しくなるだろうと、そういうことを申し述べられた上で、この後の協議調整の方向性として、厳密に経費節減も努力をするんだという御意見を賜りました。基本的には、この協議会とは直接関わりのないことですが、もっと資料を提示しながら、全体の協議の進め方ということで御意見があったというふうに理解をいたしております。

その他。 特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、質問、意見、よろしいですね。

協議第11号につきましては、過去2回の議論を重ねてまいりました。ただ今御意見ないという状況でございますので、ここでまとめたいと思えます。

協議第11号 財産及び債務の取扱いに関することについては、原案のとおり確認してよろしゅうございますか。御異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



吉山会長

それでは、特にならぬようですから、協議第11号 財産及び債務の取扱いに関することについては原案どおり確認させていただきます。

次は、協議第16号 特別職の職員の身分の取扱いに関することが協議題になっておりますけれども、前回の議会議員の取扱いの議論の中で、定数と報酬は経費節減ということがかかりが出てくるのではないかと御意見もいただきました。特別職の取扱いは単独で協議し確認いただくのか、議会議員の取扱いとあわせて協議するのか、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思うわけでございます。いかがですか。

というのは、協議第16号 特別職の職員の身分の取扱いに関することは議員さん方にかかわっていますので、議員の定数が明らかになった段階で、この特別職の問題を相関として考えていくべきなのか、議員の取扱いについてはもう置いといて、この16号の協議題のみの問題としていくのかということでございます。

はい、寺澤委員、どうぞ。

寺澤委員

おはようございます。松浦市の寺澤です。

今、この進め方についてのあり方ということでございますが、この特別職の職員の身分の取扱いに関することということですが、中身については当然、議会議員等々の兼ね合いも出てくると私は思います。したがって、小委員会を編成されて今から進められようとしておりますけど、私は、それに併せてこの問題の確認に入っていくべきじゃないかと、このように考えております。

吉山会長

他に御意見ございますか。

はい、椎山委員、どうぞ。

椎山委員

おはようございます。鷹島町の椎山です。

特別職の身分に関することは、この場である程度の協議を重ねてはどうでしょうかね、議員の身分ですので。そういうふうに私は考えます。

吉山会長

今、両方の御意見が出ました。

もう一度、16号の今回提案なされておる内容を申し上げた上で議論をしたいと思います。

もう一度立ち戻っていただきたいと思いますが、「特別職の職員の身分の取扱いに関する  
ことについて、次のとおり提出する。」ということで、まず「三役、教育長の設置、定数、  
任期については、法令の定めるところによる。給与については、現行額をもとに合併までに  
調整する。」それから「議会議員の報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整す  
る。」それから「行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数、任期については、法令  
の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。報酬については、現行報  
酬をもとに合併までに調整する。」四つ目に「その他の委員については、新市の発足時にお  
いて設置する必要があるものは合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合  
併までに調整する。その他のものについては、合併後調整する。」そういう状況の提案とさ  
せていただいております。

そのことを踏まえて、改めて方法論について、協議の進め方についてお諮りいたしたいと  
思います。いかがですか。

はい、松瀬委員。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございます。総論からいたしますと、このままでいけばいいという思いは  
いたしますけれども、合併までに調整するというのでございますので、合併までにどうい  
う方法で調整しようとするのか、手順をやはりお示しいただきませんか、結果に対する危惧  
が残されるということになります。

吉山会長

では、事務局の方でお願いします。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。まず、基本的には1市2町で新市を建設する訳でございますから、新  
市としての基本的な考え方に立つべきだと思います。市としての考え方に立つべきだと思  
いますが、合併までに調整するといたしておりますのは、この協議会で 前回の協議会でも  
お答えいたしましたけれども、この協議会で了承を受けたという手順を踏みたいと思いま  
すので、委員の皆様から、合併までに調整するとしておりますことについて、こういう方法  
で調整してほしいとか、自分はこういう方法での調整が望ましいというお考えがございま  
したら、ぜひ意見として出していただければありがたいと思います。

吉山会長

松瀬委員いいですか。前回のときもこの用語解説というか意味の取り方は、合併までに調整するということについては、当然協議会の皆様方のこのステージでお諮りしながら、最終的には確認して、調整内容については確認するということを説明させたところです。そういったことを踏まえて はい、福村委員、どうぞ。

福村委員

松浦市の福村ですが、今16号については特別職の職員の身分の取扱い、それと、今後も4項目に分けてありますが、先ほど椎山委員からも話がありましたが、議員の取扱いについては小委員会ですと。それで、他のものについてはこの場で協議したらどうかという進め方の提案でございました。

それで、資料を見てもみますと、いろいろたくさんですね、三役はもとより、教育長から、教育委員からある訳ですけれども、この中には法令で定めなければならないものとか、任意で定める、いろいろこういう話し合いの中で決めたところもある訳でございますが、そこら辺のより分けといたしますかね、わかりませんよね。いろんな意味があった訳ですね。そこら辺ちょっと、ここで示していただけんでしょうか。法令でどうしてもひとつ制定しなければならない議員、特別職ですね。それとまた、委員の定数と区別がはっきりわからない訳ですよ。

吉山会長

それを示さないと、協議の方法については結論出せんということですね。

はい、事務局。

大久保事務局長

事務局からお答えいたします。

一応、特別職の関係で、法令の定めがあるというものにつきましては、三役、教育長を設置しなければならないという規定とか、今自治法等も変わりましたので、逆に収入役を置かないようなことも市でもできることになっております。また、それから定数のこと、それから任期を4年間、このことについては法令で決まっておるとおりせにやいかん訳ですね。ですから、これは法定で決まったとおりであるということですね。

それで、報酬につきましては、それぞれの自治体の条例で定めるということになっておるものですから、その部分はこの合併協議会で、どちらの方向に今回、この1市2町の合併に

当たって調整をしようかということで今御意見をお伺いしたいというようなことになっておるといふうなことで、こちらとしては御提案申し上げておるところでございます。

そういうことで、基本的なところは、報酬のところを主に議論していただければと、このように思っております。

吉山会長

はい、福村委員、どうぞ。

福村委員

松浦市の福村ですが、首長はもちろん1人でございますね。それで、よそは助役が何人制とかいろいろあるんですね。そこら辺はこの場で話し合っているんじゃないでしょうか。方法については、また別な方法でもいいんですが、そこら辺を、これは全体の協議の中でお互いが共通認識を持ってやっていくべきではないかと私は思いますけれども。

ただ、議員についてはまだ、ほかに小委員会がありますから、他のことについてはこの中で確認いたしていくべきではないかと思うんですけど。

吉山会長

はい、そのほかに。

寺澤委員

松浦市の寺澤ですが、私は、議員等々の問題とあわせてやるべきではないかと申し上げたいのは、これだけ割り切っていけば議員の報酬についてということですから、これは割り切れると思う。

ただ、問題は、やはり下の行政関係については法令に基づいてやるということですから、それでも構わん訳ですけれども、問題は、現行法において合併までに調整をするということになっております。それで、この合併までに調整する、これはこの問題に限りませんが、先般の協議会の折に、少なくとも最終段階1カ月ぐらい前までに、その合併までに調整するということについては、ある程度その素案ということも提示していただく旨、また、幹事の方からもそういうことで報告があつておる訳でございますが、この問題につきましても同じく、どういう方法、方向にそれを持って合併までに調整をされるのか、そこら辺についての見解はいかがですか。

吉山会長

幹事長。

友廣幹事長

幹事長の友廣ですが、今御質問の中身について部会、あるいは幹事会では検討、協議いたしておりません。ただ、今日こういう御意見がございましたので、今後このことについても協議をする必要があろうかと思いますが、やはりこのことにつきましてはもう少し形が明確でないと、組織機構とかいろいろな問題が見えてからじゃないと、例えば、福村委員がおっしゃいました、助役を何名にするかということはなかなか議論がしにくいんじゃないかと思えます。その辺については今後の協議を見守りながら、部会なり幹事会で検討、例えば首長会等も一緒に置いて協議していただくことになろうかと思いますが、現段階ではまだそういう協議をしていないというところで御認識いただきたいと思えます。

吉山会長

はい、椎山委員。

椎山委員

鷹島町の椎山ですけど、せっかくこの合併協議会の場があるんですから、ある程度ここに謳わせんと意味のなかつちやなかですか。できれば助役を2人制にするとか、3人制にするとか、そういう協議会の場ですので、ここで皆さんと話をして、どういう方向がいいのか、できますれば私たちの場合は、鷹島町の希望といたしましては、助役の2人制とかそういういろいろな希望があるわけです。それで、今日はせっかくの協議会でございますので、皆さんにある程度の意見を聞いていただいていた方がいいんじゃないかなと思えます。私も意見がありますので、また後。

吉山会長

田島委員、どうぞ。

田島委員

おはようございます。鷹島町の田島です。この特別職については、大体ここに提案されておる中で、ただ報酬の問題が主のようなことで提案されておりますけれども、やはり先ほど申し上げられたように、助役は何人とか、ある程度線引きというものも考えた方がいいんじゃないかなと。そのために僕はやっぱりそういう提案もあってしかるべきだと思います。

そして、議会議員のことでございますが、これは報酬の問題は、別に今後、現行報酬をするときに参考に合併までに調整するというようなこととなっておりますので、そのことは異論ございませんが、この議員の定数ということについては、3日の日に小委員会を開いて検

討するようになっておりますので、そう遠くはないと思いますけれども、1回、2回会議を重ねれば、ある程度の確認はできるんじゃないかと思っておりますので、今回はちょっと確認することはあきらめまして、次回にでも確認していただいていた方がいいんじゃないかなというようなことを思っておりますので、そういうことです。

吉山会長

先ほど私の方から、二つのどちらかをとりましょうかと話をしたんですが、一旦それについては、ここで取り下げます。そして、今日協議第16号については結論を出しません。それで、ここに書かれておる内容についての御意見を伺うということに変えたいと。そういう状況の中で、寺澤委員のおっしゃったような、田島委員もおっしゃったような議員の定数の問題等々について、近々小委員会も催され、さらに報酬等の段階までステップがいきそうでございますので、そういう状況を待って、この全体の流れについて改めてまた報告するということにしていきたい。そういうことでいいですね、申しわけないですが。そういう流れで、この場は協議第16号についてもっと深めた御意見をそれぞれの報告についてお伺いすることにいたしたいと思っております。委員の意見をお受けいたします。

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松瀬でございます。会長の御発言よくわかる訳でございますけれども、何回やっても同じことの繰り返しに終わるんじゃないかというようなことが考えられます。というのは、やはりどういう方法で、どのような進め方をするということをお示しいただきませんか、また寄って、そのようなことで今後おやりになりますと、また同じことになる。だから、考え方として幹事会で一応やりましょうと。それから、先ほどお話がありましたように、議会に關しましては3日以降、それぞれ定数等も分かってくるでしょうから、ほかの関係等については幹事会等で一応検討し、素案を素案とまでいかなくとも、こういう形で進めたいという結論が出てくれば、それを主にしていただく、何か方法をですね、この際は確認されとった方がいいと……

吉山会長

御発言の途中ですけれども、実はそういうこと等がある中で、まだ協議のステージを絞る方向をまだ見出していないもんですから、先ほどの御意見が寺澤委員の方からありました。代表して幹事長としては皆様方の御意見を聞いた中で、もう少し、例えば調整を幹事会で協

議をしたいということが先ほどありました。そういうことを受けながら椎山委員さんは、この際発言をしておきたい、意見を申し上げたいこともあるという流れが全体としてありましたから、この際もう一回、この内容について深く、それぞれの御意見を伺おうということにさせていただいた次第です。次の段階でどういう対応をするのかという方向づけをしながら協議を進めてまいりたいと思いますので、御意見を賜っておきたいと思います。

はい、椎山委員どうぞ。

椎山委員

鷹島町の椎山です。特別職の職員の身分の取扱いについては、できますならば鷹島町の希望としては、これは福島町も一緒と思うんですけど、助役2人制にさせていただく、人事権というのは市長が持っている訳でございますが、やはりうちみたいに今後過疎になっていくところは大変心配でございます。そういったことで、できれば1市2町からバランスよく人事の配置をしていただけないかなという観点からこういう議論をしている訳ですけど。特にやはり地元から大勢傍聴に来ておられますけど、やはり心配なんですね、こういう過疎地は特に。今後どういうふうに町のあれが反映できるかなということで、市に反映できるかなということで住民の人は大変心配している訳ですよ。できればそういうふうなことで助役2人制にして、何回も言うようでございますが、1市2町の均衡あるバランスをとって人事に配置していただきたいなという感じがしているもんですから、これは要望になっておりますけど、行政コスト削減というふうな観点からもどうかなあという感じはするんですけど、やはり今回の合併は設置選挙を設けて在任特例はとっておりませんので、それなりの行政削減もある程度できるんじゃないかなと思っておりますので、できればそういうふうなことで、この協議会の中で決めていただければなあという感じがしておりますので、皆様よろしくお願ひしたいなと考えております。

吉山会長

そのほか。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦市の寺澤です。それぞれの思いということで申し上げさせていただきますが、確かにこの合併ということについて、特に鷹島町、福島町の町民の皆さん方の心配ということは特段松浦市の市民よりもはるかに多いものがあるということは私も実感的に判断しております。しかし、小さな2万8,000そこそこの新市をつくっていかうとする中で、私は三役というの

は原則論に従ってやってほしい。その中で、やはり福島町、鷹島町の思いというものをどう受けとめていくかというのは、ただ形だけじゃなくして、組織の中でどう充実を図っていくかということに力点を絞ってやるべきではないか、このように私は考えております。

以上です。

吉山会長

はい、田中委員どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。ちょっと市民の方から意見をしますけど、特別職の職員の身分ということで、法令に定められるところは任期が4年ということと、定数はいいんですか。定数は何も決まっていないんですか。

吉山会長

ちょっと事務局の方から……。

大久保事務局長

法令の方の御説明をいたします。

まず、三役は首長、助役、収入役というようなことになる訳でございますけれども、当然首長は1人でございます。助役でございますけれども、自治法の原則論は1人でございます。ただし、条例でこれを置かないこともできます。逆に、条例でこれを増加することもできるというふうなことになる訳です。収入役につきましても市町村に収入役を1人置く、これが原則でございます。これにつきましても、条例によって置かないことができるというふうなことにもなっております。それからまた、そのように自治法上の規定はあります。そういうところで、ただし書きの部分で増やすことができるというようなことがございますもんですから、今回このような議論になっておるところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

田中委員

先ほどから事務局等いろいろ言われているんですけど、市民の方からの意見も聞いていただきたいんですけど、会議がずうっと続くもんで頭がぼーっとしていて、何を言われているのかなという感じなんですけど、要するに事務局が言われるのは、特別職の報酬額を考えていただきたいということと、その定数、助役と収入役が条例により1人でなくても変えられ



るんですよということの話し合いを、皆さんそれぞれどういうふうにご考えておられますかということですね。じゃあ、私が言います。私の意見としては市長も1人、教育長も1人、収入役も1人、助役も1人ということでもいいと思います。経費削減ですので、きちんとそちらの方はやっていただきたいと思います。

吉山会長

はい、池水委員、どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。当然のことながら、今田中委員の意見と全く同じ意見です。

それから、あと報酬額については、我々が他人の懐の報酬をぐずぐず言う前に、当事者の方々がおられるんですから、その当事者の方々がどういうふうにご考えておられるのかということをお先に言われた方がいいんじゃないかと思います。我々がこうせい、ああせいという問題じゃなくて、自分たちがどのようにご考えておられるんだということをお示ししていただいた方がやりやすいかなと思っているんですけれども、いかがでしょう。

吉山会長

池水委員、ちょっと待ってください。はい、永田委員どうぞ。

永田委員

福島町の永田でございますけれども、先ほど椎山委員さんからおっしゃったんですけれども、1期が4年ですので、信頼はしますけれども、やはり不安がありますので、せめて1期だけは助役さんが2人いてくださったらいいと思います。あとの件に関しては1人でもいいと思います。4年だけ、1期だけ、助役さん2人欲しいというのが私の考え方です。

以上です。

吉山会長

椎山委員どうぞ。

椎山委員

先ほどから松浦市の委員、田中委員さんから1人というような御意見も出ておったわけなんですけど、対馬もああゆうようなことで6名助役制にして、住民の方からいろいろ言われて、3名に減らしたいきさつがある訳なんですけど、できればうちの場合も2人ぐらいがいいんじゃないかなと私は考えております。うちにしても福島町にしても一緒じゃなかでしょうか。お互いやはりしっかりした行政マンが、これは新市になってどうなるかわかりませんが、や

はり鷹島町、福島町からある程度この人事に関しては新市の市長が任命権限も持っておりま  
すけど、できれば、バランスをとる意味でも2人にしておけば、市長が公的の件に関しても  
やりやすいんじゃないかなと考えておるわけです。そういったことで、ほかの委員の皆さん  
方の意見をよく聞いていただいて、慎重にこの件はお願いしたいと考えています。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。助役の2人制の話と、その助役がどこから出るかと。今聞きよると、  
今度は助役は鷹島町と福島町から出してくださいという話なんですか。(発言する者あり)  
いや、よくわからないんですよ。助役の2人という意味合いが、助役の人数について話すの  
か、それとも先ほど田中委員さんもおっしゃいましたけれども、鷹島町と福島町が不安だか  
ら助役をそこから選んでくださいとおっしゃっているのかちょっとよくわからないんですけ  
れども。どっちなんでしょうかね。

吉山会長

ちょっと誤解のないように私の方から申し上げておきたいんですが、助役1人というのは  
当然本庁ということになっていくだろうと思います。どこの地区から選ばれてというのは別  
の問題です。それはもう後の話です。その際に、鷹島町や福島町の面倒を見る人がおらんじ  
ゃないかということで、その部分を1人プラス1で負担軽減することによって4年間の間助  
役として面倒を見ていただきたいというのが御意向かなというふうに理解します。

それからもう一つ、池水委員の先ほどの報酬については当事者が決めてくださいよとい  
うことなんですが、これについては、すべて特別職の報酬等々につきましては、当事者とい  
っても勝手に決められる話じゃございません。この考え方は、当然のことながら議会で決まる  
ことでもございます。ということは、皆様方に決めていただくということでもある訳です。

そういう視点ですので、報酬の考え方等々については、この協議会の場で一つのベースを  
つくり上げていくというのは重要なことだろうというふうに認識をいたしておりますので、  
私の方から、控えようと思っておりましたけれども、申し上げた次第です。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

助役のことは理解できました。結局、鷹島町、福島町に限らないということで考えとってよろしいんですね。(発言する者あり) ええ。そういうことで、可能性はどこにでもあるんだという前提ですね。はい、わかりました。では、そういうことで今後話し合っていきたいと思います。

それから、先ほど報酬の件ですが、決めてくださいと言っているんじゃないで、たたき台を自分たちのところから示していただけませんかということですよ、僕が言っているのは、決して決めてくださいとは言っていない。一つの例を出してもらえませんか、自分たちがこれくらいに思っていますよということが一つのたたき台になるので、そちらの方から示していただいた方が話しやすいんじゃないかなと。それがなかなかしにくいというのであれば、先ほど言ったみたいにどなたかが、誰か切り出しをせんとしようがなか訳ですよ。そういうことで、決して決めてくださいと言っているつもりじゃありませんので、よろしく願います。

吉山会長

はい、幹事長。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今の御質問ですが、報酬につきましては、正式には報酬等審議会に諮り、そこで答申をいただいて議会の議決を経て定めることとなりますが、合併当初はそういう審議会等もございませんので、事務局の考えといたしましては1市2町からそういう審議会にかわるような方に出していただいて、そこで議論していただいて、新市のときには当然条例を定めなきゃなりません、それは職務執行者の専決という形になりますが、それを専決していただくもの土台といたしましては、私どもが今考えておりますのは、松浦市の報酬を基本として議員さんといいますか、そういう御意見を伺う場に提案をして、そこで大方の御理解をいただければ、それを条例として職務執行者が専決していただくという形をとってのスタートになるかというふうに考えております。

吉山会長

福村委員どうぞ。

福村委員

松浦市の福村です。そもそもこの市町村合併は何で進めておるか、大きな目標があると思います。これはやはり今後のいろんな社会状況の変化等々を考えて、各自治体でそれぞれ

やっていったら厳しくなるから、首長は1人にして、議員も少なくして、職員も削減していこうと。そして、そういった削減した財源で市民サービスを向上させていこうということが、今度の合併の一番根本だと思います。そこにもってきて、また特別職だけ特別の扱いをすると、今後の財政計画を立てた場合、職員も削減していこうという声が出ると思うんですよ。これをしないと住民は承知しないと思うんですよ。

そういうことから考えれば、ちゃんとそういった首長が3人から1人になるから地域の意見が反映されなくなる。そういうことで、この合併協議会の項目の中でも、条件の中にも地域審議会というのがあるんですね。地域審議会においてそれぞれの旧市町の意見はその中で市政に反映させるという組織がちゃんとありますから、私はやはりこれからの財政状況等々を考えれば、首長1人、大きな市なら別でございますが、助役は1人でいいんじゃないかなと、そういったことを補完するのは地域審議会で十分地域の意見は出してもらえれば、あとは首長がどのように判断するかですね。こういうのが理解できていいんじゃないかというふうに私は思います。

吉山会長

金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島町の金内です。ただ今議員、三役等が論議されておるわけですが、私としては三役については新市長に任せると。新市になられて新市長が助役を置かなくていいということであればそれでもいいし、3人置くということであればそれでもいいし、行革という観点から、それを踏まえて出てこられる訳ですから、私はそれで十分だと思います。職員も隣接の市等々を見ても、多少合併した場合に多いということであれば、職員の削減もしなければできない、定数減をしなければできない。そういう中で、この中で助役を2人でどうかという論議をすること自体がおかしいんじゃないか。この件については新市長にきちっと任せて、議員については小委員会が開催されますので、それを私は尊重しながら論議していくということでいいんじゃないか。それからしていくと、この2ページの下から8行目、教育長以外の論議はしても、それから上は定数が出てこないと論議できないんじゃないかなと私は思っております。

吉山会長

今のようなご意見が出ましたが、はい、どうぞ。

村田委員

鷹島町の村田でございます。皆さんの意見に多少関係するところがあるかと思えますけれども、その点はお許しをいただきたいと思えます。

実は特別職、助役の方に先ほどからそれぞれ委員の皆さん方から御意見が出ておりますけれども、やはり合併のねらいというものは行財政改革がねらいで、そういったことでやる訳ですから、特別職も自治法で定数は定めてあります。しかし、それぞれの自治体で条例化されて決める訳ですから、やっぱり目的の趣旨からしますと、助役は1人。しかし、福島町さん、あるいは鷹島町においてでも、やはり本庁の助役相当の権限を持った支所長なり、そういった人を在職させていただきたいと、私はこのように考えております。

そういうことで、この報酬等につきましても多少ありますけれども、ここら付近は新市において報酬審議会等で答申されると思えますので、報酬審議会委員の皆さん方の意見を十分聞きながら、そして報酬も御検討していただきたい、そのように考えております。

それと、この附属機関、あるいは執行機関の報酬は年額、あるいは日額、それぞれ1市2町の自治体で定めてある額が一覧で比較を表してありますので、これらにつきましても相当格差があります。松浦市さん、福島町さん、鷹島町、この調整もかなり大変だろうと思えます、これには合併までに調整するとしてありますが。これについても、先ほど金内委員さんからお話ありましたけれども、合併までに調整する、これは大変だろうと思えます。ある程度数字が参考資料として出ないものかどうかと思えますけれども、そこら付近も十分検討していただきたいと、このように私は考えます。

以上です。

吉山会長

はい、宮本委員どうぞ。

宮本委員

鷹島町の宮本です。今、助役の問題で、私のところの議長が申し上げた2人制はどうかというのは、多分私のところだと思うんですね。1市2町が合併します。中心が松浦市であることは必至です。そして、どこから市長が出るか、それはわかりませんが、いずれにしても、内政と外交といいますが、今日非常に会議が多いです。あちこち首長は飛んでおられます。その中で助役が2人制になりますと、1人はじっくり内政を担当して、1人はその手助けをするという意味で2人制にして、市長のかわりに外交の助役が外へ出向いてい

くというような、こんな体系をうちの椎山議長は申しているんじゃないかというふうに思います。

それから、松浦市の議長さんは、地域審議員がおるじゃないかという話もありましたけれども、これは何の役にも立たんと言うと失礼ですけども、意見を具申するだけで、もうどうにもならん立場ですよ、何にもならないというぐらい。ただ格好つけているだけで、私は大した権限は持たない組織だろうというふうに思います。その点では、やはりここで何人にするかというのは、私どもの金内委員も申しましたように時期尚早かもしれない。新市長が決まって、そして、その市長が2人制にするということで、議会が承認すればそうなるかもしれませんが、大方予測をしているところで、皆さんの意見が、いや、2人要るばいということになればそれでいいんじゃないかなと、そういうふうに思います。

したがって、それぞれ自分の意見を出して、それはもう1人要るよ、あるいは2人でやるということで議論し合ったらどうかなというふうに思います。

私は、松浦市が中心になるのははっきりしていますから、福島町、鷹島町の不安を解消する意味でも、要するに今、福島町、鷹島町三役それぞれおる訳ですが、これがゼロになるかもしれませんが、そうすると、議員も何人出るかわかりません。審議員もおるかもしれませんが、この人たちではちょっと心細いじゃないか、バランスよく2人制にしてはどうかという意見がありますので、これはこれとして僕は尊重すべきじゃないかなというふうに思います。

以上です。

吉山会長

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島町の松本でございます。今、助役の問題、あるいは議員の定数については今後深く検討するという話が出ておりますけれども、私は、もし助役を市長以外の今の自治体から出すということになれば、議員の数に余りこだわらんでいい状況になってくると思うんですね。3日の小委員会の協議の折に、恐らく鷹島町、福島町は、これらの地域から出す議員数を増やしてくれという強い要望が出ると思うんです。ところが、助役を福島町、鷹島町からでも出していいということになると、議員数には余りこだわらんでいい状況になってこようかと思しますので、そこら辺考えていただいたらどうかなと私は思います。

以上です。

吉山会長

それぞれ意見をいただいております。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦市の寺澤です。基本的には先ほど申し上げましたけれども、今助役も複数人という話が出ておるんですが、やっぱり合併そのものの目的ということも十分これは認識せにゃいかん。確かに福島町、鷹島町さんにおける不安というものもわかります。しかし、助役を複数で置くことによって、それがすべて解消されるというのは私はどうも理解できない。それよりも、やはり原則論である市長、助役、収入役は1名ずつにして、そして、さらにその支所的な、役所的な権限、そういうものについての充実を図っていく組織づくりということが最も大切じゃないか。それが町民の不安を和らげていく、そういうことにならなければならないと考えておりますので、私の意見としてはあくまでも原則論の中にどう福島町さん、鷹島町さんの町民の皆さん方に不安を持たせないような組織づくりをしていくかということにやっていくべきではないか、このように考えておるところでございます。

以上です。

吉山会長

それぞれ今、協議第16号についての御意見を伺ったところです。まだ何うことも進行中でございますけれども、今日は、ちょうど開会から1時間ほどたちまして、一旦この問題については区切りをしないと。そして、議員定数の小委員会等々が出てこようかと、こういったことを踏まえながら、次回改めてまた協議を続行したいと思います。そういうことで一たん区切りをつけておきたいと思っております。よろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)今日どうしても言っておきたいというのは、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。議員の報酬も小委員会に付託するということですか。じゃないですよ。それは違うんですか。

吉山会長

あくまでも定数、それから小選挙区の数、そこら辺について小委員会に付託をされております。方式は別です。

他にないですね。はい。それでは、協議第16号につきましては継続として本日の協議

を結びたいと思います。次回改めて協議をさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。10分間の休憩ということで、25分からスタートをいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

吉山会長

再開いたします。

引き続き、協議第22号 地方税の取扱いに関することについて、協議題といたします。

前回に引き続き、税務部会長から簡略に説明をお願いします。

中里税務部会長

税務部会長をしています松浦市の税務課長の中里でございます。前回御提案申し上げまして、資料まで御説明いたしておりますところですが、概略として再度確認の意味で御説明いたしたいと思います。

地方税の取扱いに関することにつきましては地方税法、それから総務省が示しております地方税条例準則によりまして各市町村で実施されたところでありまして、細部にわたって若干違うところにつきまして調整を図っております。

なお、法人市民税、法人市町村民税並びに入湯税につきましては、団体によって税率が違ふということ調整を図っておるところであります。

個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税における納税義務者、税率、課税標準及び過料につきましては地方税法の取り扱いによるということありますので、現行のとおりということあります。

ただし、法人市町村民税の法人税割につきましては、松浦市の例によるということにしておりまして、平成17年度については旧市町の例によるということにいたしております。

なお、固定資産税の不均一課税につきましては、合併までに調整するということあります。

それから、軽自動車税の納税義務者につきましては現行のとおり、税率につきましては松浦市、福島町の例による。なお、ナンバープレートの弁償金につきましては300円とするということにいたしております。

入湯税につきましては鷹島町、福島町にありまして、福島町の例によるとしております。



ただし、不均一課税については、合併までに調整するということにいたしております。

それから、市町村民税及び固定資産税の減免につきましては、松浦市の例によるということで、災害減免条例というのがございますが、これは合併までに調整するというにしております。軽自動車税の減免については2町の例、福島町、鷹島町の例によるということにいたしております。

それから、税の納期につきましては、地方税法に規定しております期別期割となっておりますので、その始期をその納期の15日からということで調整を図っております。

それから、課税免除という規定がございますが、軽自動車税について、条例で規定しているところがありますが、現在準則にございませんので、規定を廃止するということになります。それから、市町村たばこ税については法令のとおりでありますので、現行のとおりとする。それから、入湯税につきましても合併までに調整するというで前回御説明申し上げたところであります。

吉山会長

ただ今前回の説明の内容を簡略に税務部会長から説明があったところですけども、これより質問、意見を受けたいと思います。

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦市の友田です。私は、ここに示されている内容で結構だろうと思います。一番問題なのはやっぱり法人市町村民税になるのかなという気がするんですが、法人税の率が違いますので、一部にはこの合併によって課税が多くなることも出てくる訳ですが、先ほど本協議会の冒頭に出されたように、この地域の地方税の収入というのは非常に脆弱な訳ですね。そういう中で、現行の税率を低い方に合わせてしまうと、もちろん松浦市の例に下がってしまう訳ですよ。そうすると、自己財源がないのに、いいまちは決してつukれない訳ですから、そういった意味では一部の企業の皆様には御迷惑をかけることに、負担をおかけすることにはなるかもしれませんが、あくまでも黒字が出た、その利益の中から払っていただくわけですから、まちづくりのために御理解をいただいて、ぜひこの税率で進めていただきたい、そのように思います。

吉山会長

ほかに。(「ありません」と呼ぶ者あり) 特にございませんか。

はい、村田委員どうぞ。

村田委員

鷹島町の村田です。入湯税についてお尋ねいたしたいと思います。

地方税の取扱いに関する事、これは8ページでございますけれども、入湯税について福島町さんが150円、鷹島町の場合は1人1日75円ということで、調整の具体的内容として「福島町の例による。ただし、不均一課税については、合併までに調整する。」というように掲げておられるわけですが、この点について合併までに調整するという点については、どのようにお考えになっておられるのか。結局75円を150円にすると倍額になるわけですね。そこら付近についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

中里税務部会長

入湯税の不均一課税ということで御説明いたしますが、前回の法定協の中で、資料をお配りしてありましたものがお手元でございますでしょうか。協議第22号の「地方税の取扱いに関する事」に関する資料ということで、前回入湯税の説明資料をお配りしてありました。その中に、5ページと6ページについて、入湯税の影響と、それから不均一の考え方ということをお示ししておりますので、そこをお開きいただきたいと思います。

資料の5ページで入湯税の税率というようなことを書いております。現況2町のみで課税がありますが、税率が150円と75円ということで違っております。この調整につきましては福島町の例によるということでしております。

なお、150円というのは税法に規定してあります標準税率ということになります。それから、鷹島町さんにつきましては75円ということで設定がされております。

基本方針ということで調整を図りましたのは、標準税率を採用するという点でございます。課税免除による税額の抑制ができないか検討するという点にいたしまして、新市における各施設の経営主体とか経営方針の設定もありますが、その目的に沿った税の体系も検討を要するといったこともあります。

そういうことで、参考までに島原市さん、平戸市さんという観光地で温泉地というようなところの税収を調べましたら、それぞれ税率は150円と定まっておりますが、課税免除課税免除というのは、これより低く抑えたり税金を取らなかったりというようなことがあります。

ますが、島原市さんの場合は、例えば、中学校とか高校の修学旅行団体は20円です。それから、課税免除で12歳未満の方、それから共同浴場、一般公衆浴場　ちょっと省略しますが、12歳未満の方については入湯税を取らない。平戸市さんにおかれましても標準税率 150円と定めておきながら、課税免除として12歳未満の方、それから高校生以下の修学旅行の方は取らないとか、あと日帰りの方については入湯税を取らないというようなところ、その都市、その地域におきまして観光政策というのがあるようでございまして、健康増進のため、これは日帰りの方は取らないという意味ではあります。それから、市外からお客さんを呼ぶために入湯税を少し低く抑えるというようなことで政策判断がここに伴ってくるかと思えます。そういうことがありますので、一般宿泊の方は標準としましたときに 150円取って、日帰りの分などについてが今後調整を図って 150円より低く設定をできるのではないかというようなことで考えて調整を図っていこうと思っております。

吉山会長

よろしいですか。　はい。

他に。（「ありません」と呼ぶ者あり）ありませんという声が上がりました。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第22号については意見も出ておりますが、提案のとおり地方税の取扱いについては確認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

では、そのように取扱います。ありがとうございました。

では、引き続き協議第24号 消防、防災関係の取扱いに関することについてでございます。これを議題とし、総務部会長にお願いをします。

では、説明をお願いします。

末吉部会長

おはようございます。総務部会をやっております松浦市の末吉でございます。よろしくお願ひします。

消防、防災関係の取扱いに関することをご提案申し上げておりますけれども、議案の1ペ

ージの方に記載しておりますとおり、常備消防については合併までに調整する。消防団については合併時に統合する。新市における組織、報酬、手当については合併までに調整する。防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を作成する。災害対策本部に関することについては、合併までに調整する。消防防災施設については、新市に引き継ぐ。防災行政無線については、新市において調整する。応援協定等については、新市において調整するという事で前回と同じご提案でございます。

吉山会長

ただ今協議第24号 消防、防災関係の取扱いに関する事として、前回、同内容の御説明がありました。御質問、御意見等ございましたら。

はい、志水委員どうぞ。

志水勝委員

福島町の志水でございます。今提案されました常備消防についてお願いしたいと思っておりますが、2ページの資料にもありますとおり、福島町だけが伊万里市消防本部に事務委託をいたしております。1市5町の折は、これまでどおり伊万里市の方に常備消防は委託していただくという考え方で御理解をいただいたところでございます。しかし、今1市2町でスタートする場合のことを考えますと、大変財政状況で不安を感じるところでございますし、加えて松浦地区の消防組合から田平町が抜けることは明らかだと、このように思っております。そういうことから考えれば、やはり将来ともに伊万里市消防署にお願いするという訳には、これは財政上大変な問題があるんじゃないかと、このように思うわけでございます。

したがって、私は一番肝心なことは救急業務、今、福島町は伊万里消防署にお願いし、救急業務、それから消防をお願いしており、1日に救急車が2台一遍に入ってくる状況もある訳です。そういう不安を考えながら、松浦消防組合に入るといのは大変不安がございます。

また、将来、財政状況を考えた場合には、またその不安も感じる。不安を感じることであれば、やはりスタートの時点できちっと考え方を明確にし、皆様方に御理解をいただいて、松浦地区の消防組合に入った方がいいかと、このように思う訳でございます。

したがって、提案は合併までに調整すると、このようになっておりますけれども、合併までに果たしてできるか、そう簡単にはいかない。といいますのは、福島町は伊万里市にお願いして8名の消防職員を配置していただいております。8名の方をお返すためにやはり長期間を要していくということになるかと思っております。そういう救急業務の不安を町民に

与えないために消防体制を整えるには、交付税の措置、補てん措置がある間、いわゆる10年間スパン程度を考えて、伊万里市に消防職員を返していく。そして、救急業務、住民に不安感を与えないためには、やはり消防の相互応援協定を結びながら常備消防として事務委託をしていく、状況の違いということを考えてときにスムーズに松浦消防署としていってもらうにはやはり人的交流も必要かと、このように思う訳でございますので、やはりそういう長い期間をかけて消防組合に入ると、このように考えておるところでございます。

したがって、おおむね10年以内で消防の職員体制は解決していくという考え方で皆様方の御理解をいただければと思っておるところでございます。

以上です。

吉山会長

ただ今福島町の志水委員から常備消防について、松浦地区消防組合に入るということを前提にしながらも、伊万里に委託しておられる関係で8名が派遣されております。その方々の、伊万里消防署に対する不安をやっぱり10年程度見ながら対応していく必要があるということも前提にしながら、常備消防をこういう流れで行きたいなという御意向があったところでございます。

ほかに。はい、金内委員どうぞ。

金内委員

福島町の事情については御説明いただきましたが、一つお尋ねをいたします。

田平町が御存じのように平戸市と合併がなされるということで、新聞等で見ますと、前日か当日、松浦消防を外れて平戸に入るといふような情報が流れております。その中で、松浦消防につきましては現在7億2,000万円程度の費用で運営をされておる。その中で、田平町が1億3,200万円の負担金を出しておられる。これが外れるということになると、これは職員については8名の職員がおられるということと、先日、新聞等で見ますと江迎町については佐々町と合併の話があっている。これについては鹿町町も入れて、この地区については17名の職員さんが配置をされておる。それで80名ちょうど職員がおられるわけですが、この田平町が抜けた場合にどうするかという話は現時点でどの程度進んでおられるのか、その点について御説明を願いたいと思います。

吉山会長

それでは、私が実は松浦地区消防組合の管理者という立場でございます。全体の動きにつ

いて若干の御報告を、せっかくの機会ですからしておきたいと思います。

実は一昨日、消防組合の議会を開催させていただきました。その中で、実は田平町が北松西部地域合併協議会に加入をしながら協議を進めておられる。その中で、田平町の動きについて平戸市消防本部、それに加入をすることで意向表明が9月の時点でなされております。

そのことを受けて、昨日一昨日の組合議会の中で報告をさせていただいたんですけども、そのことにつきましては今金内委員がおっしゃるように、7億余りのうちの1億3,000万円、実は田平町が負担しながら組合運営がなされておる訳です。職員が全体で80名、田平町サイド 田平の出張所、分署かな、これが8名体制で動いております。そういう状況ですから、数字上で見ますと大きな影響を受けます。そのことについては、これから実はそれぞれ構成してある自治体間での協議を進めていくということになっております。その考え方ですけども、福島町、鹿町町、江迎町、この自治体については決して佐々町、小佐々町とかかわってということは考えておられないということを前提にして、今後とも松浦地区消防組合を構成していきたいという強い意向をお持ちでございます。そうしますと、田平町が離れるというケースで、いろんなことが考えられます。1億3,000万円という財政負担が構成市町に重なってくるというケース、今のままの人員、装備をそのまましておくですね。そこで、何名かの陣容をやっぱり動かさざるを得ないということも可能性としてあります。

そうしますと、今、志水委員さんから出されたように、福島町の区域が松浦消防組合に入るという状況を想定しますと、あんまり過剰傾向に回しますと人員が足らなくなるということも考えられる。そういったことについて、これから消防組合、消防署と本部と、それから構成自治体等で詰めた議論をしようという、そういう段階でございます。まだ具体的にどうしようというふうな明らかになった状況ではございません。そのことを一つ。

ほかに。はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島町の田島です。

この議題について、常備消防はよくわかりませんが、通常の消防団については、私はこの消防団関係にお世話になっているということで、このことについてはまだ松浦市、福島町、鷹島町の消防団関係の会議等は一回もあっておりません。このことについて、ここで団員を減らせとか 減らせということは恐らくないと思いますが、団員を削減することに

ついて、ここの委員さんの中から出てくれば検討しなければできないわけですがけれども、私としては、やはり火災に対しての防災ということは、余計人間がおらなくても、団員がおらなくても対応できるわけですよ。坂田のような大火のような格好になれば別ですがけれども、通常こちらであっているような火災程度ではそう多くは要らないと思うんですが、風災害ということになると、これはとてもじゃない。全団員が出ないと防災には役立たないという状態になりますので、できれば団員は現状維持で認めていただいて、そして、細部については各町村の幹部の方のお話し合いに任せていただけないかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

吉山会長

最後の方の各町村のというのは、各団も含めたというとらえ方でよろしいですね。消防団。  
〔「はい」と呼ぶ者あり〕はい。

ほかに。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、質問、意見を打ち切って確認作業に入らせていただきます。よろしいですね。

では、協議第24号 消防、防災関係の取扱いに関することについては、提案のとおりの内容で確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

では、そのように取り扱いたします。

それでは、5分ほど前ですがけれども、ここで午前の協議を打ち切りたいと思います。昼食休憩に入りたいと思います。午後は1時再開ということでよろしく願いをいたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

吉山会長

時間になりました。午後の協議に入りたいと思います。

皆様方に昼休みの時間中にも小委員会を開催いただいたことについて、大変御苦労をかけております。ありがとうございます。

引き続き、継続協議があと二つ残っております。

協議第26号 商工観光関係事業の取扱いに関することをこれより協議に入りたいと思います。

前回に引き続き、簡略に内容の説明をお願いします。

宮地商工観光部会長

こんにちは。商工観光部会長をしております松浦市商工観光課の宮地です。協議第26号につきましては前回の協議会で御提案させていただいたところでございますが、一応要点について御説明をさせていただきます。

商工観光関係事業の取扱いに関すること。

企業誘致事業については、合併までに調整する。ただし、合併までに誘致した企業については、旧市町の例による。

商工振興預託金については、合併後調整する。

利子補給金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。

消費生活地域相談員については、新市において新たに設置する。

観光振興事業については、1市2町の従来からの経緯と実情に配慮しつつ、合併後調整する。

観光関係施設等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

観光施設の管理運営等については、合併後調整する。

以上でございます。

吉山会長

ただ今協議第26号 商工観光関係事業の取扱いに関することの説明が終わりました。

これより質問、意見を受けます。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、確認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第26号 商工観光関係事業の取扱いに関することにつきましては、7件の調整で確認をさせていただきます。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



吉山会長

じゃあ、そのように取り扱いさせていただきます。

引き続き、協議第27号 交通関係の取扱いに関することに協議を移らさせていただきます。

これまた前回提案をした案件でございます。事務局より簡潔に説明をお願いします。

宮地商工観光部会長

協議第27号 交通関係の取扱いに関することを提案いたします。

鷹島町の町営バスは、現行のとおり新市に引き継ぐ。

民間事業者への路線バス運行委託、運行欠損補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。

航路運行に供する施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

航路への補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。

鷹島町の交通船については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

松浦鉄道運行に係る補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

以上でございます。

吉山会長

ただ今協議第27号 交通関係の取扱いに関することについて説明が終わりました。

これより質問、意見を受けたいと思います。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦市の寺澤です。この交通関係の取扱いに関することの中で、特に鷹島町の交通船についての現行のとおり新市に引き継ぐ。当然、引き継ぐことについての異論はない訳ですが、御承知のように、現在までは行政区域が異なっておることから、赤字補てんについては県の方で補助しておると思う訳でございますが、今後、合併をするということになれば、行政ということになりますと、これは赤字補てんというのはどのような形になっていくのか。やっぱり将来に向けて、少なくとも現状の補てん、補助というものは持続をしていく必要があると、このように思う訳でございますが、これはただ松浦市の合併のみならず、佐世保市においても離島を抱えておる。長崎市においても離島を抱えた合併ということになっておるようでございますが、その全県的なものがあると思うんですが、これについての今後の取り組みというのはどのように考えておられるのか。やっぱり将来にわたって財政的に減っていくということになるのかと思いますので、引き継ぐことについて異論はないですが、今後の

考え方についてお尋ねします。

吉山会長

私の方からその点についてはお答えいたしたいと思います。

鷹島町の交通船については、阿翁と黒島とのかかわりということで、これは現状をそのまま引き継ぐという内容。今お尋ねの内容は、阿翁～御厨や、それから殿之浦～今福、その関係についてのことだろうということを理解しながら整理してお答えしたいと思いますけれども、今寺澤委員から御指摘がありましたように、違う自治体になる航路については県の補助等も対応がある訳ですけれども、その自治体が一つにまとまることによって県が対応しないのがこれまでの状況でございます。そういうことから、今この問題は、長崎、高島の問題と伊王島の問題ですね、さらには、佐世保と宇久の問題だとか、そういった関係が合併に伴って県下各地で起こっているところです。そういう状況の中で、現在は10市の市長会等々で、町村会もおそらくそういう流れがあると思うんですが、市長会等々で県に対して、合併によって状況が変わったということは特殊だということで要望活動を展開すると。そのみならず、長崎市、佐世保市が発起しながら、関係する自治体、法定合併協議会を立ち上げている、あるいは合併に向けてそういう活動をする、そういったところ等々に呼びかけながら、協議会みたいなものを作って、県に対して、それに関わりのある自治体として、あるいは協議会として県に強く要望しようと、そういう動きに今なっておるところです。

これらのことをさらに評価をしながら、航路が維持できるよう、補助制度が存続できるように、そのような県の要項の変更について働きかけを強化しようというのが今の全体の考え方です。このことが結果としてどのようなになるのか定かではない訳ですけれども、今それぞれの関係する自治体では非常に重要な問題としてとらえて、行動を起こしておる段階だということを報告しておきます。

はい、どうぞ。

寺澤委員

松浦市の寺澤です。確かにそういう長崎県としては全体としての観点としてとらえていくということも私も聞いておる訳ですけれども、特に我々の合併をしようとしておるこの地域については、肥前大橋は恐らくそう長い期間じゃなくて架かってくるんじゃないかと思えます。そうなりますと、なおさら赤字が予想されると私は思いますし、ただ単に県内の市長会なり、そういった中で、果たして要請をするということだけでいいのかどうか。やっぱり少

し強力な、特に関係のある佐世保なり、長崎なり、この松浦なりというものが中心になって呼びかけをして、やっぱりどうしてもこれは現行の形で残していくということで強力に展開をしていかないと、ただ要望を出して今やっていますという形では、大変県の財政も厳しい訳ですから、全くいかないと思う訳でございますけれども、そこら辺についての市長という立場での対策を含めた心構えについてはいかがでしょうか。

吉山会長

私のみならず、宮本委員さんにもそこら辺のことについて気持ちを示していただければありがたいと思います。維持させるということで。

松浦市としては、とにかく松浦市と鷹島町とのかかわりは非常に重要でございます。それから、福島町は長崎じゃないにしても、やはり交通対策は重要というようなことで全力を挙げて、行政としての働きかけを市としても対応してまいりたいと思います。

宮本委員

青島にしても飛島にしても、松浦市ですよ。松浦市の財源に相当貢献しているんですね。これをいろいろ言うんじゃないでなくて松浦市の中の行動として考えていただかないと。合併してからどうするかこうするかと言う問題じゃないんですよ。

吉山会長

そういう意味じゃなくて、今後とも大事だからということで、県の方と……

宮本委員

県とか国土交通省とこのことで私どももちょっと話をしておりますけれども、なかなか今簡単にいかないでしょう。切ろう、切ろうとしていますのでね。したがって、これは一緒になって長崎県も、それから国土交通省に働きかけないといかんと思いますけれども、これはここでそうですかという心意気はありますけれども、簡単には受け入れてくれない、そう思います。私はもう数年かかってこれをやっておりますので。

この鷹島汽船の場合は今両方航路がありますけれども、同一会社なんですね。会社が一つなんです。だから、片方もうかっているところの経費、利益を損している方に回せないかという話をしておりますけれども、これは別航路なんです。別航路だから、もうかっているところと損しているところと合併して一緒になって、いわゆる連結決算といいますけど。そういうことはあいなりません。あくまでももうかっているところの助成をしてください、していただかないといかん。というお話ですが、これは難しいですよ。私どもは一生懸命要望し

よるわけですが、国土交通省はこれに対しては答えははっきりしない。もうあなたたちのところで補助してください、こういうことです。やっぱりはっきりしなきゃいかんと思う訳ですがね。

吉山会長

はい、寺澤委員、どうぞ。

寺澤委員

松浦市の寺澤です。今、鷹島町の宮本委員さんの方からいろいろ話がありました。ただ、私が言わんとするのは、やっぱり現在、県の赤字補てんということで、行政の区域を越えたところの離島航路については補てん制度があるんです。そういうものをやっぱりいかに残していくかということについて取り組んでいかにやならない訳です。今、宮本委員の話では、これは難しいと。難しいことはわかっております。しかし、難しいからどうだということじゃなくして、それは行政経営が変わってくる訳です。そういう中に対するやっぱり何らかの助成というものを明示していくということについての要望を展開していく必要がある。将来にわたって財政的に、それは何億円もかかる問題じゃございません。しかしながら、そういうものをきちっと要望を展開して、やれるものはやるという姿勢が私は必要だということで申し上げております。

以上です。

吉山会長

はい、宮本委員どうぞ。

宮本委員

そういう意味では当然、一緒になって本当にせにゃいかん訳ですから、ここで話さなくてもはっきりしておる訳ですからね。当然ですよ、これは。県が、国が持ってくれないと困ると運動は続けにゃいかんと思います。一緒にやりましょう。

吉山会長

そういうことでございます。その前にちょっと松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございます。ただ今航路の補助金のことについて、どうやって維持するかということになりますと、おっしゃるとおりでございます。しかしながら、既得権を失ってまでこういう問題を進められては困る訳です。これは長崎、佐世保等でも非常に協力に 補

助金の継続の要請がされておるようです。この航路の場合、予測される補助対象の問題は、やっぱり継続について、合併協議会の場において、一応は協議する必要があるんじゃないかと、このように思います。したがって、皆さんに立市以前にできるような会議、生み出す段階でそうしたものを協力に進めるという意味で、協議会の名において要請をされるお考えはないのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

吉山会長

御質問というよりも、私は提案として受けとめました。協議会としてそういう行動をとるべきだと、とりましようやという御意見かなということで受けとりました。

皆さんどうですかね、協議会として働きかけをどうかということでございますけれども、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

その提案を受けて、早速協議会としても強く県に対して働きかけをしていきたいと思いません。

その他ありませんか。はい、福村委員どうぞ。

福村委員

松浦市の福村ですが、これはほとんどこの合併を進める一番の手本だと思うんですよ。人と物の交流ですね、情報はまだいろんな機会がありますので。やはり一体感を生み出すというのは、一つの市になって一体感を生み出していこうということについては、人間の交流がなかりゃいかん。それで、私はこの問題は1市2町のこの協議会で力を尽くして、何とか自由に住民間が行き来できるような、そういったシステムを協議会の中にしっかり作り上げて、その後ですよ福祉の発展は。やはり人間が増えないと困ります。合併によって新しいまちが一体感を生む、そういったハード事業がありますね、陸と陸は道路を整備していかんやい交流ができませんけど。ここは特別島と陸との交流ですから、鷹島町は橋が架かりますけど、福島町も松浦に来るには佐賀県をかってこにゃいかん。しかし、やっぱりそういうことじゃなくて海を介して自由に行き来できる。そういうことを是非私も協議会の方で大きな主力に据えて取り組んでまいりたいと、そういった気持ちでやってもらいたいと、要望をしておきます。

吉山会長

ありがとうございました。先ほど確認をしました補強意見でございました。

そのほかございますか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、質問、意見を切ります。

これより確認をさせていただきます。

協議第27号 交通関係の取扱いに関することにつきましては、6件の調整項目について確認をさせていただきたいと思います。併せて、協議会として航路補助の県の要項を残すことを強く働きかけをしていくことにしたいと思います。これを含めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

じゃ、継続協議の分は終わりましたのでこれから新規の議案の方の協議に入りたいと思います。

それでは、新規の議案書をお開きいただきたいと思います。

これより協議第28号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること（その2）について協議に入ります。

提案理由の説明を事務局よりお願いいたします。

伊藤農業委員会部会長

お疲れさまです。農業委員会部会の部会長をしております伊藤でございます。協議第28号（協定項目9号） 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること（その2）について御説明いたします。

前回、第4回の協議会において、選挙区の設置及び選挙による委員の定数を御確認いただきましたので、今回は選挙区の区域及び各選挙区の選挙による委員の定数について御協議賜りたく、その2ということで御提案をいたします。

1ページをごらんください。

農業委員会委員の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数は、次表のとおりとするというものでございます。第1選挙区は松浦市御厨町及び星鹿町を区域とし、その選挙区の定数は8人、以下、同様に第2選挙区は松浦市志佐町、調川町及び今福町を区域として、定数

は12人、第3選挙区は福島町及び鷹島町を区域として、定数は10人とする提案でございます。

次に、2ページをお開きください。

選挙区の設置基準については、その1でも御説明いたしましたが、すべての選挙区で農地面積が500ヘクタール以上、または基準農業者数が600以上のいずれかを満たせば可能ということになっており、上段の のところをごらんいただきたいと思います。すべての選挙区で農地面積が500ヘクタール以上となりますので、現在の松浦市の選挙区はそのままの二つの選挙区で、区域の変更もありません。それから、福島町及び鷹島町については、双方合わせた区域を一つの選挙区とし、合計三つの選挙区となります。

その表の右端の方に、農業委員さん1人当たりの受け持ち戸数や農地面積等を記載しておりますので、後もってごらんいただきたいと思います。

それから、選挙区内の委員の定数については、おおむね選挙人の数に比例しなければならないとあることから、下段の にお示しをしておりますが、それぞれの選挙人名簿の人数の割合に応じたところで端数を若干調整し、第1選挙区は8人、第2選挙区は12人、第3選挙区は10人といたしております。

当地域の合併では、選挙による委員は最大で30人となっていることや選挙区内の定数は選挙人の数に比例する等法律上定めがあることから、特に、福島町、鷹島町については、現在の選挙による委員さんが半減するというような形になりますが、そういった事情からということで御理解をお願いしたいと思います。

最後のページには、先ほど申し上げました数値を決定するに当たっての根拠法令を抜粋で掲げております。その1でも添付いたしておりましたので、後もってご覧いただきたいと思います。

以上で農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること(その2)の御説明を終わりたいと思います。

吉山会長

ただ今協議第28号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること(その2)ということで、前回、定数30とするという中での選挙区の名称、区域、選挙区の定数について、ただ今説明があったところでございます。

これより質問、意見を受けたいと思います。特にございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

これは法令に従った部分等々ですね。小選挙区により選出するという議案です。

それでは、確認作業に入らせていただきます。

協議第28号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること（その2）につきましては、提案のとおり決定してよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取扱いをいたします。ありがとうございました。

引き続き、協議第29号 国民健康保険制度の取扱いに関することについてを協議題とします。しばらくお待ちください。

それじゃ、説明をいたさせますが、協定項目が多岐にわたっております。したがって、時間がかかるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

それでは、説明をお願いします。

平原保険年金部会長

こんにちは。保険年金部会の松浦市の平原といいます。座りまして説明を申し上げます。

協議第29号 国民健康保険制度の取扱いに関することについてでございます。

恐れ入りますが、4ページをお開きいただきます。

国民健康保険制度でございますけれども、これは法律に基づきまして市町村に事業実施が義務づけられております。このため、各市町によって事業内容が異なっております。そこで、一元化を図るための調整を行っております。

まず最初に、一部負担の割合でございます。いずれの市町とも法に基づく負担割合となっておりますので、法令等に基づき現行のとおりとすると調整をいたしております。

続きまして、2の出産育児一時金でございます。これにつきましても、各市町とも1胎児300千円ということで同額でございますので、調整内容として現行のとおりとするといたしております。

次に、3番目の葬祭費でございますが、葬祭費につきましても、各市町で支給額が異なっております。これにつきましても、調整内容を支給額を合併までに調整するといたしております。

次の5ページをお願いいたします。



1 番目の高額療養資金貸付事業でございますが、この事業につきましては、高額療養費に該当する額を事前に世帯主に貸し付ける事業でございます。事業内容といたしましては、各市町とも大体同じ内容で実施いたしておりますが、貸し付け額につきまして違いがございます。そこで、調整内容といたしましては、松浦市の例による。ただし、平成17年度については旧市町の例による。なお、基金については、すべて新市に引き継ぐといたしております。

続きまして、2の出産費貸付事業でございます。この事業につきましては、松浦市で実施いたしておりません。福島町、鷹島町で同じ内容で実施されておまして、調整内容として、福島町及び鷹島町の例による。ただし、平成17年度については旧市町の例による。なお、基金については、すべて新市に引き継ぐといたしております。

次の6ページをお願いいたします。

ここから健康づくり事業、保健事業に入っております。

1のはり、きゅう助成金でございます。松浦市のみが実施いたしております。県内他都市を見ましても事業が実施されておりますので、調整内容は松浦市の例による。ただし、平成17年度については旧市町の例によるとしております。

2の人間ドックでございます。これも松浦市のみが市民病院を使い実施いたしております。調整内容として、松浦市の例による。ただし、平成17年度については旧市町の例による。なお、人間ドックの内容及び負担額等については、合併後調整するといたしております。

次に、7ページをお願いいたします。

3の表彰事業でございますが、松浦市では実施いたしておりません。そこで、調整内容として、事業の実施方法等を合併後調整するといたしております。

続きまして、4のその他の保健事業でございます。松浦市におきましては、市民の健康づくりということで、健康福祉課の方で全体的な健康づくりを行っております。福島町、鷹島町におかれましては、補助金等を支出することで健康づくりについての事業をされておりますが、その調整内容としては、事業の実施方法等を合併後調整するといたしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

国民健康保険運営協議会でございますが、これにつきましては、すべての保険者が協議会を設置する義務がございますので、新市において新たに設置する。委員の定数等については、合併までに調整するといたしております。

次の9ページをお願いいたします。

届け出等に関する過料でございますが、いずれの市町とも法に基づき同じ内容でございますので、現行のとおりとするをいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

まず、1番目の被保険者資格証明書の交付と2番目の保険給付の一時差し止めでございますが、法に基づき各市町とも同じ内容で実施しておりますので、それぞれ現行のとおりとするをいたしております。

3番目の短期被保険者証の交付でございますが、これにつきましては各市町実施いたしておりますが、その期限につきまして違いがございまして、有効期限が一番長い鷹島町が5カ月ですが、それに合わせるということで、鷹島町の例によるをいたしております。

11ページをお願いいたします。

基金についてでございます。基金につきましては、各市町それぞれ条例によって基金を設置いたしております。基金の額にそれぞれ違いがございまして、そこで、調整内容といたしまして、すべて新市に引き継ぐ。ただし、旧市町単位の一般保険給付費及び老人保健拠出金の5%を超える分については、それぞれの不均一課税の財源に充てることができるものとする。なお、基金の基本的な取り扱いについては、松浦市及び鷹島町の例によるをいたしております。最後の部分は、積み立て処分に関するところは松浦市、鷹島町の例によるということでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

ここから国民健康保険税に関する項目について調整をいたしております。

最初に、納税義務者でございますが、各市町とも同じ取り扱いでございまして、地方税法の規定により現行のとおりすると調整いたしております。

続きまして、賦課でございます。これも法に基づく同じ取り扱いでございまして、調整内容としては、国民健康保険法等の規定により現行のとおりとするをいたしております。

続きまして、保険税の減額でございますが、これも同じ取り扱いをいたしております。調整内容は地方税法の規定により現行のとおりとするをいたしております。

13ページをお願いいたします。

ここは保険税の算定方式、税率等につきまして調整を行ったところでございます。

まず最初に、課税限度額については、地方税法の規定により現行のとおりとする。各市町とも同じ取り扱いをいたしております。

続きまして、賦課総額の算定方式でございますが、少し専門的になりますが、保険税は所得に応じた所得割と資産税に当たる資産割、それから、1人当たり幾らということで割ります均等割、それと1世帯幾らということで割ります平等割、一応四つの方式がございまして、四つとも採用した場合に4方式、その四つから資産割を外しますと3方式、さらに、平等割を外しますと2方式という三つの方式がございまして、現在、松浦市では3方式、福島町、鷹島町では4方式が採用されております。ということで、調整内容といたしましては、賦課総額の算定方式については、新市において決定する。ただし、不均一課税期間中は旧市町の例による算定方式とし、その間に段階的に資産割の見直しを図るといたしております。

続きまして、税率のところでございます。税率につきましては、4方式を採用されております福島町、鷹島町におかれましても税率が異なっております。そういうことで、調整内容といたしましては、税率については、新市において決定し、合併後は特例法に基づく不均一課税を適用する。ただし、介護分については不均一課税を適用しない。少し言葉を足しますが、今考えております算定方式は、新市では3方式を考えております。そういうことで、資産割の段階的な見直しということで調整をさせていただいております。また、3方式に変えることで、福島町、鷹島町におかれましては、保険税のかかる対象世帯が大きく変わってまいります。そういう意味で、不均一課税を適用するようにいたしております。

最後になりますが、14ページをお願いいたします。

ここでは、納期及び納期限について調整をいたしております。松浦市、福島町におきましては仮賦課制度を採用いたしまして、納期が12期でございます。鷹島町におかれましては、仮賦課制度なしで8期で納期を設定されております。そこで、調整内容といたしましては、納期及び納期限については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については旧市町の例によるといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今国民健康保険税の取扱いについて、数多くの意見、調整内容の説明が終わった訳でございます。これより御意見を受けたいと思います。

村田委員どうぞ。

村田委員

鷹島町の村田です。国民健康保険給付の第3番、葬祭費につきましては、私は1市5町の

協議会の折にもこのことにつきましては強く要望を申し上げたところでありますけれども、今回もひとつ要望を申し上げたいと思います。

この葬祭費につきましては、4ページにも掲げてありますが、松浦市さん25千円、福島町さん20千円、鷹島町40千円ということで支給額が掲げられておりますけれども、鷹島町の場合は、従来から葬祭費につきましては、保険制度ができた当時は10千円であった訳です。その後、20千円、前は40千円。これは鷹島町の火葬場につきましては、9割程度は肥前町、肥前斎場の方に行かれております。そういったことで、肥前町の斎場の使用料の値上がりによって、鷹島町の葬祭費の費用についても条例の一部改正をそれと比較してやったということとです。

今回、松浦市の方と合併しますと、合併までに資金を調整するということになっておりますけれども、この調整に当たっては、鷹島町の場合は40千円でほとんどが出しておられるわけですからこの調整に十分配慮していただきたいと、このようにと思います。この点につきましての御要望を申し上げておきます。

以上です。

吉山会長

はい、要望意見ということでございます。

ほかに。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦市の友田です。基金の取扱いについて、課税方式の中での不均一課税のことについてお尋ねをしたいと思います。

基金の取扱いについては、この中で、「旧市町村単位の一般保健給付金及び老人保健拠出金の5%を超える分については、それぞれの不均一課税の財源に充てることのできるものとする。」と書いています。そこで、「特例法に基づく不均一課税を適用する。」となっているんですが、この具体的な中身はどのようにしようとお考えなのかということと、不均一課税は合併特例法では最初5年間と謳っています。そこで、その5年間でこういった具合のこの基金を使うのか。極論から言うと、基金は全部不均一課税の財源に充てて、5%のみにしてしまうのか。そうじゃなくて、もうちょっと違ったやり方を考えておられるか、そのあたりについて、これは重要な問題ですので、お聞かせいただきたいと思います。

吉山会長

はい、事務局からどうぞ。

平原保険年金部会長

まず、不均一課税のことをございますが、まず1点、先ほど申しましたように、事務方で考えております方式としては、4方式をやめて3方式を考えております。そこで、資産割を課税されておられます福島町、鷹島町におかれましては、それを現行税率を落とすことなく、資産割については段階的に下げて、下げた分を所得割で補っていくというような形になるかどうかと思います。

続きまして、具体的な税率計算のところに入りますと、新市において医療需要に見合った、新市の新しい税率を算定していくことになるかどうかと思います。

そこで、新しい税率で旧市町単位で課税を行いまして、そこで確保される額を仮に50,000千円といたしますと、その額を減らすことなく、こういう形で不均一の税額を決めてまいると、かようになっております。

次に、5%を超える基金の取扱いのところでも申しますと、おわかりのように、福島町さんにおかれましては、かなりこうした基金をお持ちですから合併前の税額と新市の税額とのギャップが大きい場合、これを段階的に負担を軽減していく、段階的に負担を増やしていくような形で基金を充てまして調整をしていく、そのように考えております。

吉山会長

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦市の友田です。そうしますと、新市になることによって医療費が高くなる可能性がある自治体があります。仮にですね、しますと。新市にならなければ医療費が安かったものを、新市になったことによって医療費が高くなる。それによって不利益をこうむるので、その部分を、その上がることについて、不均一課税で補てんをしていこうと、その財源を基金にしようということなんだと思います。それは一つの考え方として、1市5町の協議会の中でも言ってきたことなんだけれども、やっぱり私ども議会の中でも議論として出てくる問題は、おしかりを覚悟で言いますと、福島町さんもこのたび診療所の建設をなされています。それによって医療額も伸びてくるのではないかというような状況です。そこで、福島町さんの内部での医療需要も新たに上がってくるのではないかと思う訳です。そこら辺と整合して、種々の取扱いと整合して、十分理解をしていただけるような、お互いに理解できるような形で

基金の取扱いをやらないと、この部分がまたもめるようになると思うので、そのあたりはもうちょっと具体的に何らかの考えというものをもちであれば、お示しをいただいて協議をしていきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

吉山会長

はい、事務局。

平原保険年金部会長

非常に保険年金部会が国保の課としてもお答えしにくい部分でございますが、地域医療を守るという観点からいきますと、余り保険給付がどうだという話に入ってしまうと、特に調整ができていく部分でございますというところだけはあるかと思ひまして、私の方からはこのくらいにしたいと思ひます。

吉山会長

志水委員、お願いします。

志水勝委員

11ページの福島町の基金残高、15年度133,635千円、私は財産債務の中でも申し上げましたとおり、16年度にはこれから45,000千円程度は診療所の建設事業に使わせていただきました。このように説明をしたところでございますし、今提案されたように、課税方式は4方式を福島町はっております。これまで積み立てたというのは国民健康保険の加入者の税金を高く取っていたためにこのようにある訳です。したがって、そういう方たちを公平にこれから先もいくとすれば、ぜひ不均一課税はとっていただきたい。そして、その税率は高い方にする訳ですから、当然、高くしなければならぬ。その分を条例に入れるときに引き上げて税率を引き直すことになろうと思ひます。その財源に残りは使うという考えになろうかと思ひます。

もう一つは私聞き取れませんでした。本題の中で診療所の運営費に充当するという意味を言われたんですか。ちょっとその辺がわからない。考え方としては、残りを不均一課税の財源に使いたいという考え方で今のところまいてあります。

吉山会長

友田委員のですね、それではということの御指摘としては、診療所が建設される。すると医療需要が増えていくであろう。そのことによって、医療費そのものが福島地域としては上がっていくだろうから、そのことが保険税に跳ね返っていくのかという部分がどう調整され

るかが後でもめることにならないかというような御指摘だったわけです。

ただ、医療需要が増えていくということなんですが、ある意味では既に医療を受けてある方が診療所という部分もあるだろうし、極端に診療所ができたからといって極端に増えるということもない。そういう思いはするんですけども、それについて志水委員どうぞ。

志水勝委員

診療所に病床を作り入院措置をする訳ですけれども福島町の患者さんはほとんど伊万里、他県なんですね。そういう人たちに会いに行くのにも1日かかる。そういう方に福島町で帰ってきて入院していただく。こういうことですから新たに入院患者が増える、そういう見方はしていません。したがって、19床作ったから19人新たに増える、そういうことは私はないというふうに思います。増えるとしても1人か2人でしょうね。その程度じゃないかなと思いますけど。

吉山会長

いいですか。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

ちょっと音が聞き取りづらいものですから、ちょっと合わないのかもしれませんが、確かに、この基金だけのことを考えると、国保の基金だけを考えてやれば、やはり今志水委員がおっしゃったように、税率を高く掲げてこれまで被保険者の方々に負担をされた、それによって住民に課せられた基金であります。ですから、それについては積み立てられた方々に還元をしたいという考え方は十分に理解できるわけです。ただ、合併を全体での枠でとらえたときに、今後、いろんな行政需要がある中で、福島町さんが新たに診療所を建設なさった。これによって、今後、福島町さん内での診療所の管理費というのが新たに生まれてくる。それについては、新市になって、市全体でそのことを考えていくことになるわけですね。そのことと、やはり同じテーブルでこの問題を若干考えておかないと、そのことを完全に切り離して国保の基金のみを考えてしまうと、やはりそのことで異論が出るんじゃないかなという危惧する訳ですね。

ですから、私どもの議会の中で出てきたのは、やはり今後、将来にわたってそういった医療にかかわる、例えば、福島診療所の運営コストだとか、そういうのはどういうふうに見込まれておって、それに大きな補てんが必要であるのであれば、そういったことも踏まえて、やはりこの基金のことを考えるべきではないか、そのような意見が私どもの議会内部にある

もんですから、そのことについて理解するためにも是非ここで議論をしておきたいと思えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

志水勝委員

私の考え方は、運営費じゃなくて長期にわたる基金を建設費の一部として充当したいと考えています。決して診療所の今後の運営費に充てる資金としては、考えておりません。基本的にこれは診療所の運営は一生懸命診療所の方でやるのは当然ですけど、しかし、そうは言いながらも、簡単には黒字にならないかという、診療所建設当時から運用形態によっては民営化を考えてまいりました。しかし、医師の確保の問題から未だにスタートできておりませんが、やはり私どもとしては民営化も考えていかなければならないとこのように思っております。

したがって、運営する以上は、当然一般財源の負担も考えていかなければなりません。基金を運営費に充当するというのは私はいかななものかと思えます。昨日たまたま福島町では県の国保の監査を受けましたけれども、その折も運営費に充当するんですかとかこういうふうに言われました。いやそういう考えはありません。あくまでも長期にわたって診療所の恩恵を受ける者は一般患者と国保世帯の皆さんの保険から治療費を充当するんですよとこのように説明いたしております。

やはり運営費の赤字補てんとなれば、それは一般財源で措置すると、このように考えております。

吉山会長

実は医療機関、当然松浦市にも松浦市民病院があり、これは国保の被保険者のみが利用するんじゃなくて市民全体として利用しているんですね。同じように、福島町における診療所も、福島町、あるいはほかの自治体もあるかもしれませんが、町民全体が実は利用なされている。その中で、経営というものが動いていくわけですね。ですから、この問題は、後ほどまた協議会、医療機関等々のかかわりの中でどうするかという御指摘であろうと思えます。

したがって、今志水委員がおっしゃったように、いわゆる不均一課税の財源としてああいふ診療所の運営については、これはやっぱり筋が通らないというのが、これは本筋だろうと思うんです。そういうふうに私自身は思います。



たまたま1市5町の折にもおっしゃってございましたけれども、ほかの自治体に比較して多くの基金をお持ちだという5町の中で、じゃあ、このほかの一般財源等々もなかなか確保できない状況の中で、今回、診療所の建てかえの財源としてそれを活用させていただきますというのは何かセットの流れのように見えますけれども、これは実は別の流れの中での財源確保の手段として了解を既にされた中で報告されたという私は理解をしております。

はい、どうぞ友田委員。

友田委員

いずれにしましても、今、志水委員の方から考え方についてお示しをいただきましたので、こういったもろもろのことを踏まえて持ち帰りまして、もう一度やっぱり我々も十分議論をしたいと思いますが、是非今日は提案ですので、これについてはあくまで確認ということではなくて、継続審議なりしていただいて、その間、私どもは私どもとして、しっかりそのあたりを議論して、やっぱりよりよい合併ができるように議論をして、次回に臨みたいと思います。

吉山会長

ほかに。寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦市の寺澤です。この基金の取り扱いにつきましては、ここに提案して、先ほど志水町長さんの方からは内容的には十分理解をする訳ですが、私どもの議会の中でもいろいろな意見も出てまいりましたし、それは医療機関と、また、国保の基金というのが問題だと。それは、そう言われればそうですけれども、全体的にやっぱりすべてが合併をして進めていくということになりますと、そういうことも含めて、ある意味では私どもはとらえていく必要があるんじゃないか、こう思っておるところでございます。先ほど友田委員の方から話がありましたように、もう少し私どもとしても、この内容について議論を深めていきたいと考えておるところでございますので、本日は提案という形で、ひとつ次回にこの問題については結論を出すという形で、ぜひともそういう方向でお願いしたいと思っております。

吉山会長

今日これだけ膨大な提案がされたわけです。本日結論が出されることじゃないという判断をしながら、その中で、現在の説明に対する御質問、意見を今受けようということで進めております。

他に質問、意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

いずれにしても今日は継続ということで取り扱いをさせていただきます。

そしたら、今日お渡しした資料があるようでございます。その説明までさせておきますので。よろしゅうございますか。

朝配りました財産及び債務の取扱いに関する資料の次です……

平原保険年金部会長

恐れ入ります。参考資料でございます。その次になります、「国民健康保険制度の取扱い」に関する資料の1～3ということで、3枚目につけております。中身は詳しくは申し上げません。1ページ目につきましては、それぞれの市町の人口及び世帯数を記載いたしております。

次に、国保世帯数及び被保険者数等をそれぞれの国保資格別に記載いたしております。

続きまして、2ページ、3ページでございますが、これは平成15年度の実績に基づきまして、決算状況を一覧といたしております。2ページが歳入、3ページが歳出といたしております。3ページの下の方に（差引）といたしまして、差引残あるいは基金保有額を記載いたしております。

以上でございます。

吉山会長

本日お渡ししました説明資料については、またお目通しをいただきたいと思っております。

質問等ございませんか。また、継続して、改めての質問、意見を受けたいと思っております。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

まず一つ確認をいたしておきたいと思っておりますが、この不均一課税をすることはできるということで提案をされておりますが、これは大体特例法に基づく5年ということなのかどうか、そこら辺はどういう考え方をなさっておるのか、お尋ねしておきたいと思っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

平原保険年金部会長

一応考えておりますのは、特例法によりますと最長5年でございます。ただ、新市の税率と、それぞれの現市町の税率との乖離<sup>かいり</sup>がどの程度あるか等によりまして、最長5年いくのか、あるいは3年あたりでやめるような状況が生まれるのか、それに基づきまして、今現在は不明と申しますかそういうふうな状況でございます。といたしますのが、医療費につきましては、ある程度の需要見込みが立ちますが、加入者の所得につきましては、それこそ加入者の方の財布を見ていくということになるわけですが、年によりましては10%以上減ったり増えたりというような状況がございます。そういう中で、長期間見通して財政計画を立てるとというのが国保会計の性質上、非常に難しいということでございます。

吉山会長

よろしいですね。 はい。

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島町の松本です。先ほどから国民健康保険につきまして、松浦市の委員さんからいろいろ意見が出ておるわけでございますが、この国民年金基金というのは、町の金じゃないんですね。国民健康保険税を納めておる我々被保険者の基金であります。こちら辺をまず認識いただきたいと思うんです。

それと、徴収方法といいますか、算定額を見ますと、松浦は資産割を取っていない。こちら辺から基金の違いが出てきているんじゃないか。それだけ余計我々は納めておるんだということを理解していただきたいと思います。

それからもう一つは、この表にはついておりませんが、国保税の収納率はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

吉山会長

はい、徴収率の問題。

平原保険年金部会長

先に算定方式のところでお話をさせていただきます。

4方式と3方式。資産割をとるかとらないかということでございますが、資産割をとらないから、その分加入者に負担を軽減しているということではございません。必要な分を三つ

の方式で全額取るという形でございます。

ですから、もっと詳しく言いますと、資産割と所得割の負担割合というものがございまして、そこを福島町、鷹島町さんは資産割を10%、所得割を40%で取られておりますが、松浦市は所得割を50%で取っておるということで、その負担増額ということでは特に差異はございません。

中里税務部会長

それから、保険税の収納率でございますが、15年度の決算状況で、現年度課税の収納状況ですが、松浦市が90.7%、それから福島町が 94.86%、鷹島町が 96.79%となっております。

吉山会長

よろございますか、松本委員。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

まず、ただ今御報告があったのと、それから、今まで質疑があったこと等を踏まえながら、次回に改めて協議をしたいと思っております。そこで、本日は説明、それとわずかの質疑があったということで、この協議第29号につきましては次回に継続といたしたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい。それでは、そのように取扱います。ありがとうございました。

吉山会長

引き続き協議第30号に移りたいと思っております。 済みません、ごめんなさい。

専門部会の都合がございまして、30号を後に回して、協議第31号 各種福祉制度の取扱いに関すること（その2） 介護保険に関することにまいりますので、それを協議題といたします。

それでは、協議第31号 各種福祉制度の取扱いに関することの説明をお願いします。

平原保険年金部会長

それでは、協議第31号 各種福祉制度の取扱いに関すること（その2）でございます。

この中では、介護保険制度と福祉医療制度について調整をいたしております。

まず、3ページをお開きください。

ここは介護保険制度に関する部分でございます。

介護保険につきましては、国民健康保険と同じく、ご承知のとおり各各市町で事業実施が

されております。

1の第2期介護保険事業計画でございます。これにつきましては、それぞれ各市町で計画がつくられておりました、新市になりまして策定する必要がございますので、新市において新たに策定するという調整いたしております。

2の事業計画策定委員会でございます。委員会の設置についても設置が義務づけられておりますので、新市において新たに設置する、委員の定数等については合併までに調整する調整いたしております。

次に、3の保険料でございます。

各市町、現在の保険料は異なっております。それが平成17年度まででございます。そこで調整内容を平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度から統一する調整いたしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4の賦課でございます。これにつきましては、同じ取り扱いを行っておりますということで、現行のとおりとすると調整いたしております。

次の5ページをお願いいたします。

5、普通徴収の納期でございます。松浦市及び福島町が10期で納めていただいております。鷹島町さんが9期で納めていただいておりますが、調整内容を松浦市及び福島町の例による、ただし平成17年度については旧市町の例による調整いたしております。

6の督促手数料でございますが、違いがございますが、地方税の取扱いに基づきまして1件100円とすると調整いたしております。

7の延滞金でございますが、各市町とも同じ取り扱いでございます、現行のとおりとする調整いたしております。

次の6ページをお願いいたします。

8の減免、徴収猶予でございます。ここでは松浦市が独自減免を行っております、調整内容としたしましては、松浦市の例による調整いたしております。

9の申告期日でございますが、違いがございますが、ここでは松浦市及び福島町の例による調整いたしております。

10の給付でございます。これは、法に基づく給付になっておりますので、調整内容を現行と同一といたしております。

7ページでございます。

11の介護認定審査会でございますが、これにつきましては現在も1市2町で共同設置いたしております。新市においても設置する必要があることから、調整内容を新市において新たに設置するをいたしております。

12、訪問調査でございますが、これは各市町で異なっておりますということで、調整内容を合併までに調整をする、ただし平成17年度については旧市町の例によるをいたしております。

13の介護保険給付費準備基金及び借入金でございます。基金を保有されておるところ、また、借り入れがあるところ、まちまちでございますが、調整内容を基金及び借入金についてはすべて新市に引き継ぐ、基金については新市において新たに設置すると調整いたしております。

8ページをお願いいたします。

14の社会福祉法人等介護保険利用者負担減免事業でございます。これも法に基づく同じ取り扱いでございますから、調整内容を現行のとおりとするをいたしております。

15の訪問介護負担減額事業、各市町同じ取り扱いを行っております、現行のとおりとするをいたしております。

9ページでございます。

ここは福祉医療に関するところでございます。

1の支給対象者でございますが、対象者につきましては鷹島町さんにおかれましてA級とB級所持者につきましては単独で助成をされておりますが、支給実績が少ない、あるいは県内他の都市、あるいは県北の市町村でも対象としているところが少ないということから調整内容を松浦市及び福島町の例によるをいたしております。

2の自己負担額でございますが、これにつきましてはそれぞれ違いがございますが、松浦市の例によるということで調整をさせていただいております。

以上でございます。

資料を付けておりますので、後ろの方を。

先ほど国民健康保健関係の資料を出しましたが、その次に付けております。

6枚ほど付けておりますけれども、1ページが、基本的には15年度の事業実績を計上しております、1ページの表は総人口と被保険者数、高齢者比率とかそういうもの、それから、

下の方には給付実績を記載いたしております。

2ページをお願いいたします。

ここでは、要介護認定者数を要支援から要介護1、それから5まで種別ごとに該当者数を記載しております。その下はデイサービス、ホームヘルパー等の箇所数であるとか、登録者数であるとかベッド数であるとか、そういうものを各市町別に記載しております。

3ページでございますが、これは事業実績でございますして、居宅介護サービス、施設介護サービス等に分けまして、15年度の実績をそれぞれ記載いたしております。

4ページをお願いします。

この表は逆に居宅介護サービスと施設介護サービスにつきまして、特別養護老人ホーム、あるいは老人保健施設等別に内訳を記載いたしております。その下がグラフでございます。

5ページをお願いいたします。

ここにつきましては、第2期事業計画期間、15年度から17年度までに対しまして標準給付費、1人当たりの給付費等を記載いたしております。

最後になりますが、6ページでございます。

介護保険料のところでございますして、現在の計画期間中におけるそれぞれの保険料を1番として、現状として出しております。2番目に、合併時に統一した場合はどういうふうになりますよ、新市の保険料は3,964円になりますと記載いたしております。3番目は18年度で統一するというところでございますが、現時点で試算いたしますと、基準額としては4,485円、4,500円程度になりますよということで資料で添付させていただいております。

以上です。

済みません、合併時に統一した場合と申しますのは、第2期事業計画期間中での保険料を新市で計算いたしますということでございまして、3番目の18年度で統一した場合というのは第3期において新市ではこれぐらいになるでしょうという、そういう保険料でございます。

吉山会長

ただ今、本日提出した資料も含めて議案内容の説明が終わったところです。これ質問、意見を受けたいと思いますが、永田委員どうぞ。

永田委員

福島の新田ですけれども、済みません、3ページに載っているんですけれども、配食サービス事業のところなんですけど、実は回数が週5日となっておりますけれども、現実的には

週7日制なんですね。元旦だけがお休みなんですよ。これを見ましたら、ここに市町委託事業費と書いてあるから5日と載せてあると思うんですけども、この点については実際に今……。

平原保険年金部会長

済みません、今説明させていただきました数字が、各種福祉制度のその2に関するところでございまして、配食サービスの方はその1ではなかったかと思うんで、後ほど提案があるんじゃないかと思います。

吉山会長

31号、協議第32号です。

他にございますか。大畑委員どうぞ。

大畑委員

広域の大畑ですが、手前のことで申しわけございませんけれども、訪問調査の件であります。私どもは概ね今年いっぱいではなからうかと思っておるんですが、ここで調整内容で、17年度までは旧市町の例によるということで、来年もやるべきかどうかということと、もう一つ要望として、鷹島町の調査委託であります。御承知のように後2年後は大幅な介護保険法の改正によりまして社協の介護保険事業の存続も危ぶまれるところがございます。調査員等については社協に今までどおり委託されるようお願いをしないと存じます。

以上です。

吉山会長

前段について。一応、後段は御要望にということで。

平原保険年金部会長

松浦市の認定調査のところでございますが、調査員といたしまして市の方に保健師1名と臨時雇用で3名、それと1名、社協の方に委託して今現在調査を実施しております。

既に社会福祉協議会様の方とは将来の流れにつきましてお話をさせていただいたところでございまして、基本的には松浦市の方で自前で認定調査を実施する方向でございまして、合併とは別に、17年度以降につきましては社協様の方への委託ということはないというふうなことで考えております。

吉山会長

はいどうぞ。大畑委員。



大畑委員

合併の調整内容でこのような文言にしとったら、やはり皆さんは誤解を招きますので、これはもう明確に松浦市は16年度で廃止したいという調整内容に訂正いただきたいと思います。

吉山会長

はい、これはもうきちんとした御意見としてふれてまいりましょう。

これは本日確認しようという状況ではないと見ておりますので、質問、意見をこの場で継続していただきたいと思います。

特に今日のところ、聞きたいところ、ただ今のような御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、一旦本日の質疑については区切りたいと思います。

今お諮りの問題は、修正といった指摘があったところです。そういったこと等も含めながら、次回継続協議の方で確認作業を行いたいと思いますが、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

よろしいですね。それでは、この協議第31号につきましては継続協議とさせていただきます。

それでは、引き続き協議第30号に入りますが、ここで若干の休憩をとらせていただきます。2時35分まで休憩といたします。

午後 2 時26分 休憩

午後 2 時38分 再開

吉山会長

協議を再開いたします

続きまして、協議第30号 各種福祉制度の取扱いに関すること（その1）を協議題といたします。

専門部会の方から説明をお願いします。

諸石保健福祉部会長

保健福祉部会の部会長をしております松浦の諸石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

協議第30号（協定項目29号）の各種福祉制度の取扱いに関すること（その1）につきまし

て御説明いたします。

この各種福祉制度の取扱いに関することにつきましては、児童・母子寡婦福祉、高齢者福祉、障害者福祉、福祉一般という四つの事項に分けて検討を重ねてまいりました。

資料の4ページをお願いいたします。児童・母子寡婦福祉につきまして掲載いたしております。

児童関係の児童手当につきましては、児童手当法に基づき1市2町とも支給されておりますが、支給日に相違がございますので、調整内容を支給日については合併までに調整するとしております。

児童扶養手当につきましては、児童扶養手当法に基づき1市2町とも支給されております。また、松浦市では、平成14年8月より権限移譲により市で認定事務等を行っており、これは新市の事務になることから、松浦市の例によるとしております。

5ページをお開きください。

特別児童扶養手当につきましては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき1市2町とも支給されておりますので、現行のとおりとするとしております。

児童館につきましては、現在、松浦市に設置されており、新市に引き継ぐとしております。

児童遊園につきましては、現在、松浦市に4カ所、鷹島町に1カ所設置されており、新市に引き継ぐとしております。

障害児通園事業につきましては、松浦市の1カ所で実施しておりまして、新市に引き継ぐとしております。

それから、児童健全育成事業につきましては、松浦市で実施されており、新市に引き継ぐとしております。

7ページをお開きください。

母子・父子家庭児童入学祝金の単独分の支給につきましては、支給額、支給月等、各市町相違がございますので、実施の方向で合併までに調整するとしております。ただし、平成17年度については、旧市町の例によるとしております。

母子生活支援施設につきましては、松浦市に1カ所設置されておりまして、新市に引き継ぐとしております。

次世代育成支援行動計画につきましては、各市町、現在策定中でありまして、合併後調整

するをいたしております。

8ページにつきましては、保育所について記載しております。

各市町の保育所の状況につきましては、9ページに記載をいたしております。

1市2町に公立保育所7カ所、私立保育所6カ所が設置されております。調整内容につきましては、公立保育所については新市に引き継ぐをいたしております。

また、保育料につきましては、次の10ページに各市町の保育料の状況を記載いたしておりますが、各市町まちまちであり、松浦市は福島町と鷹島町より若干安くなっておりますので、松浦市の例によるをいたしております。ただし、平成17年度につきましては、旧市町の例によるをいたしております。

次に、特別保育事業につきましては、保育所ごとに対象者の有無や保護者のニーズもまちまちであるので、新市に引き継ぎ、未実施の保育所については、保護者のニーズを考慮しながら実施するをいたしております。

12ページにつきましては、高齢者福祉について記載しております。

老人保健福祉計画につきましては、松浦市は平成19年度まで、福島町、鷹島町は平成16年度までの計画が策定されておりますので、その内容を抜粋しておりますけれども、合併により1市2町は消滅いたしますので、新市において新たに策定するとしております。

13ページをお開きください。

介護予防・生活支援事業につきましては、13ページから19ページまでに記載をしております。国、県の補助事業により1市2町で実施されておりますが、各市町事業の実施内容に相違がございますので、事業の内容、実施方法について合併までに調整するをいたしております。

老人クラブ活動等につきましては、1市2町において各種実施されておりますので、老人クラブ連合会との協議により、合併後に調整するをいたしております。次に、在宅介護支援センター運営につきましては、1市2町で実施されておりますが、実施形態、委託先が異なるために、県との協議を進めながら、合併までに調整するをいたしております。

21ページをお願いいたします。

高齢者サービス調整チームにつきましては、1市2町それぞれ設置内容が異なり、地域ケア会議との兼ね合いがあるために、在宅介護支援センターの形態に合わせ、合併までに調整するとしております。

高齢者・障害者住宅改造助成事業につきましては、補助事業により1市2町で実施されております。対象者、補助率等同じであるため、現行のとおりとするをいたしております。

老人福祉電話につきましては、松浦市で実施されておりますので、松浦市の例によるとしております。

寝たきり老人介護支給支援事業につきましては、松浦市と鷹島町で実施されておりますが、対象者、支給額に相違がございますので、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例によるをいたしております。

22ページをお開き願います。

養護老人ホーム入所措置につきましては、各市町それぞれ入所判定委員会が設置されておりますが、新市において新たにこの入所判定委員の選任を要するために、入所判定委員会においては、新市において設置するをいたしております。

特別養護老人ホーム、老人福祉センターにつきましては、各市町に施設がございますので、新市に引き継ぐをいたしております。

このページの中で、鷹島町に特別養護老人ホーム老福荘、一部事務組合のものがありますけれども、このことについては一部事務組合の中で検討がされるということで、鷹島町には施設がございませんので、この段から一応抹消をお願いしたいと思います。

続きまして、23ページをお願いしたいと思います。

敬老事業につきましては、各市町で実施されておりますが、実施内容等に相違がございますので、対象者、実施方法、敬老祝金及び記念品については合併までに調整するをいたしております。

24ページにつきましては、県の事業を記載しております。

要援護高齢者等ふれあい給食支援事業につきましては、1市2町すべて実施されておりますので、現行のとおりとするをいたしております。

在宅あんしん生活サポート事業については、松浦市で実施されておりますので、松浦市の例によるをいたしております。

25ページをお願いいたします。

25ページにつきましては、単独事業を記載しております。単独事業につきましては、現在のところ松浦市と鷹島町で実施されておりますので、実施の方向で合併までに調整するをいたしております。

26ページからは障害者福祉について記載をいたしております。

障害者福祉計画につきましては、合併後新たに策定する必要がありますので、合併後策定するをいたしております。この中で「作成」という言葉が使っておりますけれども、計画等については「策定」という言い方をしますので、「策定」ということで訂正をお願いしたいと思います。

身体障害者事務、知的障害者事務につきましては、各手帳関係で松浦市と2町には相違があり、福祉事務所が松浦市に設置してありますので、松浦市の例を基本とし、合併までに調整するをいたしております。

27ページから28ページまでにかけては、国、県の補助事業を記載しております。

障害者（児）手当については、同じような形で福祉事務所が松浦市に設置されてありますので、松浦市の例を基本とし、合併までに調整するをいたしております。

更生医療の給付、進行性筋萎縮症の医療給付等の心身障害者医療費助成等については、各市町同様の取り扱いをしてありますので、現行のとおりとするをいたしております。

身障者訪問入浴につきましては、松浦市のみが実施しておりますので、松浦市の例によるをいたしております。

また、支援費制度については、各市町同様の取り扱いをしてありますけれども、支払い関係で松浦市と2町に相違がございますので、支援費制度については現行のとおりとし、ただし、支払い関係については合併までに調整するをいたしております。

重度身体障害者及び心身障害児等日常生活用具給付等、身体障害者補装具及び身体障害児補装具の交付・修理等、身体障害者自動車改造助成事業につきましては、各市町同様の取り扱いをしてありますので、現行のとおりとするをいたしております。

重度身体障害者住宅改造助成事業につきましては、対象者のところで松浦市と2町には相違がございますので、福島町及び鷹島町の例によるをいたしております。

それから、身障者配食サービスにつきましては、各市町同様の取り扱いをしてありますので、現行のとおりとするをいたしております。この事業につきましては、高齢者の配食サービスの中で連携して取り扱っております。

29ページをお願いいたします。精神障害者関係等事業について記載をいたしております。

精神障害者事務、精神障害者ホームヘルプサービス、精神障害者ショートステイ、精神障害者グループホームにつきましては、各市町同様の取り扱いをしてありますので、現行のと

おりとするといたしております。

30ページにつきましては、各市町が単独で実施している事業を記載しております。

福祉電話貸与、ストマ用装具助成については、松浦市が実施しておりますので、松浦市の例によるといたしております。

心身障害者福祉タクシー助成については、松浦市と福島町が実施しておりますが、対象者等に相違がございますので、松浦市の例によるといたしております。

また、障害者福祉手当等につきましては、松浦市と福島町で支給されており、合併までに調整するといたしております。ただし、平成17年度については、旧市町の例によるといたしております。

障害者交通費助成については、松浦市と鷹島町で支給されており、合併までに調整するといたしております。

次の31ページにつきましては、各市町の障害者手帳保持者数の状況を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

32ページからは、福祉一般ということで記載をいたしております。

まず、民生委員推薦会及び民生委員・児童委員、主任児童委員関係につきましては、民生委員・児童委員、主任児童委員は、市町村長が民生委員推薦会に諮問をし、それを受け、民生委員推薦会は候補者を市町村長に具申することになります。その後、市町村長は県知事に候補者を推薦し、県設置の福祉保健審議会の民生委員審査専門分科会へ諮問し、その具申を受けまして県知事が厚生労働大臣へ推薦を行い、厚生労働大臣からの委嘱を受けるという仕組みになっております。

そこで、調整内容を民生委員推薦会につきましては、旧市町の民生委員推薦会を廃止し、合併後新市において推薦会委員を委嘱し推薦会を組織することから、合併後、新市において組織するといたしております。

また、現在の民生委員・児童委員、主任児童委員関係につきましては、任期が平成16年の11月30日までとなっておりますので、新たな委員につきましては、推薦会を経て厚生労働大臣の委嘱を待っているところであります。そこで、調整内容を民生委員・児童委員、主任児童委員の定数については、次の一斉改選時である平成19年11月30日までは現行のとおりとするといたしております。

次に、行旅死亡人及び災害弔慰金及び災害援護資金の貸付につきましては、1市2町同様

の取り扱いをしていることから、調整内容を現行のとおりとするとしております。

33ページをお願いいたします。

小災害り災者に対する弔慰金及び見舞金の支給につきましては、松浦市のみ実施しており、実施の方向で合併後に調整するとしております。

社会福祉施設整備事業につきましては、松浦市のみ実施しておりますので、実施の方向で合併後に調整するとしております。

34ページをお願いいたします。

戦没者追悼式につきましては、1市2町実施しておりますが、期日、実施内容等もまちまちであるため、実施の方向で合併後に調整するとしております。なお、慰霊碑維持管理につきましては、各奉賛会・遺族会と協議を行い、合併後に調整するとしております。また、無縁墓地の管理につきましては、新市に引き継ぐといたしております。

生活保護につきましては、現在2町では県北福祉事務所で対応しておりますが、合併後は新市において福祉事務所を設置することから、調整の具体的内容を松浦市の例によるとしております。

以上で各種福祉制度の取扱いに関すること（その1）の説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただいま協議第30号 各種福祉制度の取扱いに関すること（その1）について説明がございました。これまた膨大な調整の内容でございます。

ここで質問、意見等を受けたいと思います。このこともこの場で確認とはならないと思いますので。

特にお尋ねになるようなこと。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。福祉、民生に関わる部分というものが、住民にとっては非常に大事な部分であるわけですが、松浦だけでやっていたり、あるいはほかの2町さんでやっていたりというような中で、それを実施の方向で調整をしていこうというふうに書かれてます。それはいいことだろうと思います。ただ、合併をしていく中で、それを全部実施の方向でやりますと、やはり大きな財政負担を伴ってくることですね。新市建設計画の中に最後に財政計画は示されていますが、その中で示されている民生費の金額ですね、そういったことの整合性というのは、これだけ多くのサービスをやるということで調整されている中で、その新

市の財政計画との整合性というのは事務レベルではどのように考えておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

大久保事務局長

新市建設計画の中で既に皆様にも14年度決算をベースとした財政計画をお示ししておる訳でございますけれども、財政計画の中身といたしましては、税収等の一般財源等を見込みまして、国等の補助金等も14年度決算をベースにしたところでの見込みでございます。そのような中で、支出の振り分けにつきましては、経常的な経費をまず確保して、その残りを投資的経費に回すそういった形でのやり方ございまして、一つ一つの事業でどれだけ費用がかかるといったようなことで算出をしている訳でございます。そういうふうなところですが、現在見込まれる予算の範囲で10年間全てをやっていく、そういうところで、先ほど友田委員からございましたけれども、先ほどのサービスが全て実施された場合に、その費用を考えた場合にどうなるのかと思いますけれども、現時点においてはその整合性は十分に配慮した中の財政計画ではないということでございます。

したがって、それについては、今後可能な限り精査をしていくよう考えております。それにつきましては、それぞれの担当部会、財政関係担当部会等がその辺の調整を合併に向かって調整していくことになると思います。

吉山会長

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。この民生に限らず、産業振興の部分でも、後ほど出てくると思うんですけれども、やはり新たに今までやっていないところも含めてやっていこうということになると、どうしてもそこで経費が発生してくる訳ですね。このため実施の方向でというその方向性を確認しておきたいなど。実際に新市になったときに財政の裏づけがなくて、財政がそれに耐えられなくて実施できないということであっては、この協議会の中で議論をしたことが意味がなくなってしまうと思うんですね。今、事務局の方では、その辺を精査をして、後日協議会の中でお示しいただくということになりますので、大変な事務量になるかとは思いますが、是非どういったものができるのか、場合によっては大きく切らなければならない分野も出てくるんじゃないかなと思いますので、そういったことも含めて協議会の場にお示しいただきますように要望しておきたいと思います。



吉山会長

はい、志水委員どうぞ。

志水委員

福島町の志水でございます。提案の資料9ページ保育所関係。公立保育所について、平成16年度は650万ほどを一般財源に振り替えました。16年度はそれが本当に一般財源に振り替わるのかということで大変心配をいたしました。おかげで全国的な、また、県をあげて陳情等でほとんど交付税で減額されることなく補てんされておるところでございます。

しかしながら、これは初年度であって、これから先は交付税はますます減らされるばかりでございますし、今までしてある公共補助金について、明確にきておったのがうやむやになって交付税で見えますからとなった。ということ考えたとき、大変不安な問題がございます。私は、15年度に議会と相談しながら、福島町の養源保育所については、私は民営化をするということで、今年の16年4月1日から施設権利は福島町ですけれども、経営は、福島福祉会、社会福祉法人に委託をして経営していただく、それからもう一つは、17年度になってどのような形で交付税が減らされていくのか、その見通しをという考えを私は持っているところでございます。それは来年の地方交付税の算定が7月に行われますが、その結果を踏まえて考えていかなければならない。このように思っておる訳でございます。ここに資料にありますように養源保育所は公立ということでありましてけれども、民営で運営をいたしておると言うことを報告させていただきます。

以上です。

吉山会長

はい、その他。はい、大畑委員。

大畑委員

広域の大畑でございますが、社協合併のときに鷹島町の生活お年寄りの生活支援ハウスというのが上がってきていたようでございますが、ここの中に見当たらないのですが、どこかに書いてあるのでしょうか。

山田部会員

鷹島町は生活支援ハウスの、今正式名称は生活支援ハウスと言いますけれども、ここに22ページに上がっておりますけど、高齢者生活福祉センターを生活支援ハウスというふうに置いております。そういうことで、名称は高齢者生活福祉センターですけれども、国、県の用

途につきましては生活支援ハウスという名称であります。

吉山会長

はい、どうぞ。

大畑委員

高齢者の生活福祉センターですね。福祉センターは建物等土地を社協がお借りしておるところですが、生活支援ハウスは国の別途補助があると思うんですよ、運営補助が。だから、別々で計上するべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

山田部会員

現在は高齢者福祉センターの中に居住部門というのがあるんですね。これは事務局で検討しまして、別途に上げる必要があれば別途に上げたいと思っております。

吉山会長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほか。

それでは、30号のところ、特にないようでございます。引き続き、継続協議をしたいと思っておりますので、このことにつきましては、本日の御指摘、それから報告等も含めて、次回の協議にしたいと思います。それでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい。では、そのようにいたしたいと思います。

引き続き協議第32号の方に入らせていただきますが、協議第32号 社会福祉協議会の取扱いに関することの協議に入ります。説明をお願いします。

諸石保健福祉部会長

協議第32号協定項目30号の「社会福祉協議会の取扱いに関すること」について御説明いたします。

社会福祉法の第 109条に「市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されております。その一つに、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、それから二つ目に、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、三つ目に、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、四つ目に、前3

号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業とあります。

また、市町村の合併の特例に関する法律の第16条第8項に「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない」と規定されております。

このようなことから、1市2町の社会福祉協議会でも松浦地域合併協議会のスケジュールにあわせて、松浦地域社会福祉協議会合併研究会というものを平成16年10月1日に設立し、12月中に協議会設立の準備を進めていることから、調整内容を、松浦地域社会福祉協議会合併協議会の推移を見守り、合併までに統合できるよう、その促進について支援するというようにいたしております。

以上で「社会福祉協議会の取扱いに関すること」についての説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただいま協議第32号 社会福祉協議会の取扱いに関することということで提案説明がありました。

これより質疑に入りたいと思います。先ほど永田委員がおっしゃっておった記載間違いの。はい、どうぞ。

永田委員

先ほどは失礼いたしました。3ページなんですけれども、配食サービス事業（週5日）と記入されてあるんですけれども、実質的には365日型で週7回実施をしている訳なんです。ここに2日分プラス2がされていないのは、委託事業に2日分はなっていないからということで、一応記入していないことだということでの説明は受けたんですけれども、実際にやっていることですし、今後も365日型というのは、福島町ではぜひ実施をしていきたいので、そのことをぜひ報告をさせてくださいということでお話をしましたけれども、よろしく願いしておきます。これで今、福島の方では、土日の件に関しては、国の独立支援事業というのが導入が入ってきたために、土日はしなくて、月曜から金曜までしか補助がないからそこまでなんですよということなんですけれども、決してそうじゃなくて、月曜から金曜という意味ではなくて、1週間のうちに丸々7日取ってしまったら自立支援事業にはならないから、週に何回分をせめて多くても四、五回ぐらいでとどめましょうという文章じゃなかったのか

など思うんですけれども、そこら辺のちょっとはき違えがあっていて、だから、土日はボランティアでやっているという状況なんですけれども、もう2年かかりますと、ボランティアでやっている人もなかなか大変なものですから、ぜひ週7日ということでちょっと記入していただけたらと思いました。

以上です。

吉山会長

はい、どうぞ。

諸石保健福祉部会長

配食サービスにつきましては、先ほどの各種福祉制度のその1の15ページをお開き願いたいと思うんですけれども、15ページに配食サービスについて記載しております。松浦市、福島町、鷹島町、これについては、それぞれが委託先との契約の中でやっている訳ですけれども、これはあくまでもこのケースにつきましては、介護予防計画支援事業という形の内容になっています。福島町につきましては残りの2日についてはボランティアという形でされているということでお聞きをしていますけれども、あくまでも市町村の業務にあたっては、15ページに書いている内容で報告をさせて頂いております。福島町については、残り2日はボランティアという形でされていると聞いております。

吉山会長

この問題に関しては、公費でまかなう部分についてこういう書き方をしておりますが、毎日型の部分であると認識した上で、今後社会福祉協議会はみんなでどのような条件に持っていけるのか、ぜひ社会福祉協議会の合併協議会の中で議論をしていただきたいということをお願いをしたいなと思っておりますが、大畑委員どうですかね。

大畑委員

配食サービスにつきましては、行政が結構意見がございまして、社協あるいは民間の事業者へ委託できるということだと思っておりますが、社協で調整するのは難しいと思います。ただ今福島町さんの御意見は、土日を補助対象としてできないかという行政判断だと思います。

吉山会長

いずれにしても、この問題については社会福祉協議会そのものについて合併協議会の中で論議する内容のものですが、その中で永田委員がおっしゃった配食サービス補助事業の拡大も今ボランティアでやっているものを含めて対応すべきだという、そういう御意見であった

訳ですね。改めて皆様方に協議意識を持っていただきたいと思います。

そうなりますと、その1の部分にはね返っていくということでもあります。その1の中でこの問題については次回協議をさせていただくということで、そのことを受けて、社会福祉協議会の合併協議会をもって協議するという内容で、今永田委員がおっしゃる内容については、今後継続協議の中の、その1に議論の場を移したいと思います。

はい、どうぞ。

諸石保健福祉部会長

配食サービス関係につきましては、現在、国の方でもその自立支援事業ということで、その方が本当に何日間必要なのか、それを地域ケア会議の中で検討して、場合によっては配食サービスではなくて、デイサービスを利用するとか、いろんな組み合わせがあるんじゃないか。そういうふうなことを調整しながら、配食サービスの日数をしているということのようです。松浦市ではそういうふうに行っております。そのあたり、その方が公的サービスが必要であって、ホームヘルプサービスを利用するのか、デイサービスを利用するのかそういった調査、打ち合わせ等を検討しながら、配食の数を決定する。そのようにすべきだということで上からの方針が参っておりますので、こういった中で今後検討をしていきたいというふうに考えております。

吉山会長

いずれにしても、協議第30号の各種福祉制度の取扱いに関すること(その1)で、改めて継続とさせていただく……その他、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬です。福祉協議会の取扱いに関することとして、そこに特別に協議題として上がってまいっておりますけれども、この議題にかかわりまして、財政的に支援措置はここに必要ことになっておるのでしょうか。それとも、各種団体の補助金で処理をされておるために、それ以上のことは考えない。これは精神的な協力だけだ、支援措置だけだということでありましょうか。その点を確認させていただきたいと思います。

吉山会長

はい、失礼いたしました。どうぞ。

大久保事務局長

社協の合併につきましても、当然協議会のいろんな協議があると思われれます。そのような

ところで、それに対する構成市町村からの補助等をいたしますればその額でございますけれども、それは1自治体あたり80万円を限度としてそれをまた県の交付金で見てもいいよという制度もございますので、その辺は、十分活用させていただきたいと考えております。

吉山会長

合併特例法で一体性を速やかに確立するために社会福祉協議会も統合するのが望ましいという、統合して欲しいという内容のものがああります。そのことについて、社会福祉協議会が合併できるような、まず精神的な支えというものをやっいてこうと。それから、それについて今事務局長が言ったような県の交付金制度の中の80万円の範囲内での財政支援を福祉協議会の合併協議会に対して対応してこうと。あとの補助金関係、運営補助だとか、本体そのものの運営補助だとか言うのは別の対象として、あえて法律に掲げておる早く一体的に合併してほしいという部分を応援しようということで、あえて協議会に出してあるところです。

はい、大畑委員。どうぞ。

大畑委員

広域の大畑です。私社協におりますから言いにくいんですが、財政支援としましては、前回の1市5町の時にもいただけていない訳です。

ただいま県交付金の内容で80万円を限度として交付されるということがあったんですけども、それは合併後にというようなことをお聞きしておる訳ですけども、今松瀬委員から言われましたように、1市5町の合併の枠組みが崩れたときに、相当の無駄金を支出し、今回1市2町になりまして、実質約180万円を切り詰めた予算でやっております。それも自前の予算でやっております、財源的にないもんですから、それぞれ基金を取り崩した社協もあるというように聞いておるような状況でございました。その800千円が社会福祉協議会の中で交付されるのであれば、そのように御配慮いただきたいと思います。また、社協の合併につきましては、必ず1市に一つの社協の設立しか認められないと社会福祉事業法に定めである関係上、絶対にしなければならない事項であります。

そういうことで、長崎県の社協におかれましては、市町村の合併に財政支援をするということで、1社協当たり50千円分を助成をされております。1市5町の場合はそれを受領いたしましたけれども、今回は法定協の設立が9月30日までに申請を出さなければいけないということで、もらえなかった訳でございますが、そういうふうな事情がございますから、私どものことで失礼ですけども、そういう制度があればいただけるようお願いいたします。

吉山会長

確かに1市5町で協議を進め、その際に並行して社会福祉協議会も合併協議会に入っている訳です。そのことを1市5町の問題によって大変迷惑をかけたと言うことがある訳です。この県の交付金制度は、本来は合併協議会が協議調整をして、合併協議が議決をされた後、交付をされるという内容でしたもので、実は交付できずに御迷惑をかけたということでございまして、したがって、この協議会の協議をきちっとやって、それぞれの自治体で議決をいただいた状況というのを聞かなくちゃならんというのが私どもの責務だなということを改めて感じたところでございます。このあたりお許しをいただきたいと思えます。

では、永田委員の分については、30号も継続協議の中でということで、ここに出されておる社会福祉協議会については、松浦地域社会福祉協議会合併協議会の推移を見守り、合併までに統合できるよう、その促進について支援するという調整内容ですが、よろしゅうございますか。確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第32号 社会福祉協議会の取扱いに関することにつきましては、提案どおりに確認をいたしました。ありがとうございました。

では、引き続き協議第33号 健康推進事業の取扱いに関することについてを協議題とします。説明を願います。

諸石保健福祉部会長

協議第33号（協定項目32号）健康推進事業の取扱いに関することについて説明いたします。4ページをお願いします。

ここでは保健一般事務について記載しております。

まず、救急医療対策事業につきましては、全市町、北松浦医師会に委託していることから、現行のとおりとすることといたしております。

事務取り扱い窓口につきましては、献血の取り組み、原爆被爆者対策及び難病患者支援を行っておりますが、献血につきましては、回数、記念品等に相違がございますので、献血については現行のとおりとし、記念品等については合併後に調整するとしております。

原爆被爆者対策、難病患者支援につきましては、現行のとおりとすることといたしております。また、保健センターについては新市に引き継ぐといたしております。

感染性廃棄物の処理については、全市町取り扱いに相違がございますので、松浦市の例を基本とし、合併までに調整するをいたしております。

5ページをお願いいたします。

ここからは母子保健事業について記載しております。

母子手帳の交付につきましては、交付の方法に相違がございますので、現行のとおりとする。ただし、交付方法については合併までに調整するをいたしております。

健康診査の乳児健康診査につきましては、集団健診と個別健診の2通りのやり方を行っております。集団健診は各市町とも実施されておりますが、方法に相違がございます。また、個別健診につきましては、各市町とも同じ方法で実施されておりますので、調整内容を乳児健康診査（集団健診）の実施方法については合併後調整する。乳児健康診査（個別健診）については現行のとおりとするをいたしております。

1歳6カ月児健康診査につきましても、同じように集団健診と個別健診の2通りのやり方を行っております。集団健診は各市町とも実施されておりますが、方法に相違がございます。また、個別健診につきましては、各市町とも同じ方法で実施されておりますので、調整内容を、1歳6カ月児健康診査（集団健診）の実施方法については合併後調整する。1歳6カ月児健康診査（個別健診、精密）については現行のとおりとするをいたしております。

7ページをお願いします。

3歳児健康診査につきましても、同じように集団健診と個別健診の2通りの方法で行っております。集団健診は各市町とも実施されておりますが、方法に相違がございます。また、個別健診は各市町とも同じ方法で実施されておりますので、調整内容を、3歳児健康診査（集団健診）の実施方法については合併後調整する。3歳児健康診査（個別健診、精密）については現行のとおりとするをいたしております。

妊婦健康診査は個別健診の一般、あるいは精密健診を実施しております。各市町とも同じ方法で実施しておりますので、現行のとおりとするをいたしております。

相談事業につきましては、各市町とも実施しておりますが、実施回数に相違がございますので、実施の方法については合併後調整するをいたしております。

9ページをお願いします。

訪問指導の1から5につきましては、対象者及び従事者に相違がございますので、実施の方法については合併後調整するをいたしております。



各種教室等、1から3につきましては、各市町で実施されておりますので、各種教室の実施方法については合併後調整するとしてしております。

11ページをお願いいたします。

歯科保健につきましては、各市町で実施されておりますので、合併後調整するとしてしております。

その他につきましては、福島町が健康保育を実施されておりますので、合併後調整するとしてしております。

母子保健計画につきましては、次世代育成支援行動計画に盛り込む予定でありますので、合併後調整するとしてしております。

母子保健推進員につきましては、活動内容や推進員の位置づけについて各市町相違がございますので、母子保健推進員の活動内容等については合併までに調整するとしてしております。

健康づくりの歯につきましては、各市町で専門家による弗素を取り入れた事業が実施されておりますので、合併後調整するとしてしております。

栄養強化事業につきましては、各市町支給内容に相違がございますので、実施の方法については合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例によるとしております。

13ページをお願いいたします。

ここからは老人保健事業について記載をいたしております。

健康手帳につきましては1市2町とも実施しておりますが、交付方法に相違がございますので、交付方法を合併までに調整するとしてしております。

14ページから15ページにかけましては、健康教育について記載をいたしております。

個別健康教育と集団健康教育及び介護家族健康教育を実施しておりますが、1市2町とも地域住民のニーズに応じて内容や回数等に相違がございますので、地域の特性を勘案し合併後調整するとしてしております。

健康相談につきましては、1市2町とも健康教育や健康診断の併設で開催をいたしておりますので、地域の特性を勘案し合併後調整するとしてしております。

16ページから18ページにかけましては、健康診査について記載をいたしております。

基本健診は1市2町とも実施しております。健診委託機関については、平成16年度に一本

化されております。基本健診、各種がん検診において健診内容、個人負担金等に相違がございますので、健診内容、個人負担金など合併までに調整するとしております。

19ページをお願いします。

機能訓練につきましては、1市2町で取り組みに相違がございますので、地域のニーズに十分対応し、調整内容を地域の特性を勘案し合併までに調整するとしております。

訪問指導につきましては1市2町で実施されておりますので、地域の特性を勘案し合併後調整するとしております。

21ページをお願いいたします。

ここからは精神保健事業について記載をいたしております。

訪問指導、相談事業について全市町実施しておりますので、現行のとおりとするとしております。普及啓発活動については全市町実施していますが、内容等に相違がございますので、事業内容については合併後調整するとしております。

地域活動所につきましては、各活動所の意向を踏まえ合併後調整するとしております。

その他の活動につきましては、他の事業を勘案し合併後調整するとしております。

健康づくり事業について、健康づくり推進協議会は松浦市のみ設置しておりますが、新市においても設置する必要があることから、新市において設置し、具体的な内容については合併までに調整するとしております。

食生活改善推進員につきましては全市町におられますので、継続していく方向で、調整内容を会の意向を踏まえ合併までに調整するとしております。

食生活改善推進員養成講座につきましては、実施方法について合併後調整するとしております。

23ページをお願いいたします。

普及啓発活動につきましては、各市町の実施方法や内容に相違がございますので、事業内容については合併後調整するとしております。

地域計画につきましては、新市において策定する必要があるため、新市において策定するとしております。

歯科保健については合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例によるとしております。

各種検診については各市町実施しておりますが、実施方法等に相違がございますので、合

併後調整するをいたしております。

25ページからは予防事業について記載をしております。

まず、予防接種法による予防接種について、乳幼児の予防接種と27ページの学童の予防接種に分かれております。これにつきましては、法に基づきまして全市町で実施しておりますが、実施方法について集団、個別などの相違がございます。予防接種実施要領では、協力を承諾した医師に係る医療機関で行う個別接種を原則とするとされていることから、乳幼児及び学童の予防接種は個別接種を基本とし、合併後調整するをいたしております。

高齢者のインフルエンザ予防接種については全市町実施されておりますが、実施期間等に相違がございますので、松浦市の例による。ただし、平成17年度については旧市町の例によるをいたしております。

29ページをお開きください。

結核予防法による予防接種につきましても全市町実施されていることから、予防接種法と同じく個別接種を基本とし、合併後調整するをいたしております。

結核検診につきましても、合併後に調整するをいたしております。

予防接種健康被害調査委員会の設置については、新市において設置する必要がありますので、新市において設置するをいたしております。

予防接種の周知方法については対応等に相違がございますので、合併後調整するをいたしております。

以上で、健康推進事業の取扱いに関することについての説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただいま協議第33号 健康推進事業の取扱いに関することについて、ちょっと早口ではございましたけれども、説明が終わったわけでございます。これより質疑に入りたいと思いますが、特にお尋ねになること。はい、大畑委員どうぞ。

大畑委員

広域の大畑です。ちょっと名前を忘れたんですけども、旧法で伝染病予防ですかね、今は感染症と言うんですかね、いわゆる赤痢とか、伝染性の疾患があった場合には隔離をしなければいけないということになるのですが、このことが松浦市の場合はこの病院に隔離することにしてあるかということですが、この項を載っていません。ほかの項に載っていたらそれでいいんですが、感染症の措置については病床を確保しなきゃいけないという法律があっ

たんですが、そこら付近は説明をすべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

吉山会長

はい、お願いします。

石黒保健一般班長

松浦市の石黒と申します。

感染症の組合は平成13年度からあったと思うんですけど、14年度は廃止になっておりまして、今は佐世保の総合病院に移りましたので、今はもう負担金等は出しておりません。

諸石保健福祉部会長

感染性につきましては、現在、1市2町とも北松浦医師会が担当し、北松中央病院が隔離病棟を持っていると思います……

吉山会長

ちょっと待ってください。ただ今の大畑委員の質問は、赤痢等のいわゆる旧伝染病予防法等の取扱い、このことについてどうなっているのかということのお尋ねです。この点については、お尋ねの部分をお踏まえて次回までに調査をさせていただこうと思います。

その他、ないですか、今日のところはないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、次回この協議につきましてははすることといたします。よろしいですね。

引き続き協議を行います。協議第34号に移らせていただきます。

それでは、協議第34号 農林水産関係事業の取扱いに関するものを協議議題といたします。

説明を願います。

和田農林部会長

協議第34号（協定項目36号）農林水産関係の中の農林部会について説明します。部会長の和田でございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

ここでは農業経営対策体制整備推進事業ということでございますが、1市2町の現況をお示しいたしております。この事業は、認定農業者を中心といたします担い手の育成と農業経営基盤の強化に関する基本構想及び地域農業マスタープランを基本に推進していく事業でございます。

調整内容といたしましては、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐというふうにいたしております。

また、当事業の促進体制につきましては、合併までに調整をし、新市において確立をするというふうにいたしております。

6ページをお開きをお願いいたします。

農業振興地域整備促進事業でございます。優良農地の確保及び農地の有効な利用計画を策定する事業でございます。農振農用地域につきましては1市2町すべてに設定されております。

したがって、調整内容といたしましては、農振農用地域につきましては現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において作成いたします農業振興地域整備計画に基づいて合併後調整をするというふうにいたしております。ただ、本事業の推進組織であります農業振興協議会につきましては、合併までに調整をし新市において新たに設置をするというふうにいたしております。

7ページでございます。

減反、転作の部分でございますけれども、水田農業構造改革対策、いわゆる転作制度でございますが、この制度につきましては、平成14年に国の方から米政策改革大綱によりまして、従来の水稲をつくらない面積の配分からつくってもよい面積への配分への転換が全国一斉に行われておりまして、転作助成システムの変更も行われております。この転作助成を受けるためには、各地域で水田農業ビジョンを策定しなければなりませんけれども、1市2町とも既に平成15年度にそれぞれ定められております。これを受けまして調整内容といたしましては、現行のとおり水田農業ビジョンについては新市に引き継ぐといたしております。

なお、ビジョンの策定調整機関でございますけれども、これにつきましては合併までに調整をし、新市において新たに設置をしたいというふうに思っているところでございます。

次、8ページでございます。

農政関係施設でございますけれども、各市町が所管いたします施設について記載いたしております。これにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐといたしております。

次に、9ページでございます。

中山間地域等直接支払制度でございますけれども、基本的にこの制度は平成12年度から16年度までの5カ年間の国の制度でございます。17年度以降については、国の制度の動向を見

ながら対応するというふうにいたしております。

10ページをお願いいたします。

環境保全型農業推進協議会でございますけれども、この協議会につきましては既に1市2町で設定をされております。今後の環境保全型農業の推進は重要な要素となってまいりますので、本協議会については合併までに調整をし、新市において新たに設置をするというふうにいたしております。

11ページでございます。

補助金関係でございますけれども、11ページでは農政上の国、県の補助事業をお示しいたしております。この事業につきましては、各市町で補助率に相違がございますので、調整内容といたしましては、国、県事業の選定及び上乗せ補助率については合併後調整するというふうにいたしております。

12ページは、市町単独の事業でございます。これにつきましても、各市町それぞれ事業内容、あるいは補助率が異なっております。これらにつきましても事業の選定、あるいは補助率については合併後調整をするというふうにいたしております。

13ページでございます。

利子補給の部分でございますけれども、利子補給制度については現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整するというふうにいたしております。

14ページをお願いいたします。畜産関係に入ります。

14ページでは、畜産関係の国、県の補助事業を記載いたしております。これにつきましても、今後も引き続き実施をしていきたいということから、現行どおり新市に引き継ぎ、上乗せ、補助率については合併後調整をするというふうにいたしております。

次に、15ページと16ページをお願いいたします。

これは畜産関係の市、町の単独事業につきましてお示しをいたしております。これらの事業につきましては、従来からの経緯、あるいは各市町の実情に配慮しながら、具体的な内容を合併後調整するというふうにいたしております。

17ページでございます。林務関係でございます。

この部分は、まず各市町の森林整備計画がございます。それぞれ定められておりますけれども、この計画書は平成15年度から10年間の計画でございます。この計画書は現行のとおり新市に引き継ぐというふうにいたしております。

また、森林整備地域活動支援交付金につきましては、国の制度でございます。これにつきましても現行のとおり新市に引き継ぐというふうにいたしております。

なお、下の部分、単独事業の記載でございます。市、町単独事業につきましては、現在のところ松浦市のみ実施をされております。これにつきましても現行のとおり新市に引き継ぐというふうにいたしております。

18ページをお願いいたします。

貸し付けの関係でございます。林業公社と松浦市森林組合にそれぞれ貸し付けを行っておりまして、現行のとおり新市に引き継ぐというふうにいたしております。

それから、19ページでございますけれども、林道、あるいは関係施設等々を記載いたしておりますけれども、これらに係ります維持管理、あるいは森林国営保険等につきましては、いずれも現行のとおり新市に引き継ぐというふうにいたしております。

なお、関係機関ということで、松浦市林業振興協議会がございますけれども、これにつきましては合併までに現組織を調整し、新市において新たに設置するというふうにいたしております。

20ページでございます。

農村整備関係でございますけれども、まず土地改良事業がございます。これにつきましては、市、あるいは町が主体となります団体営事業、それから、県組合として中山間地域総合整備事業、その他の県営事業を記載いたしておりますけれども、これにつきましては受益者負担がそれぞれ各市町が異なっておりますので、この分につきましては合併後調整するというふうにいたしております。

災害関係でございます。災害関係につきましては、農地、あるいは農地保全、農業用施設災害復旧事業がございますけれども、これにつきましても各市町において受益者負担が異なっておりますので、合併後調整するというふうにいたしております。

21ページでございますが、土地改良関係団体でございます。

これにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐといたしております。また、それに関係する農道がございます。農道につきましても現行のとおり新市に引き継ぐというふうにいたしております。

22ページをお願いいたします。

農村整備関係の市、町単独補助金でございますけれども、まず償還等がございます。償還

割合につきましては、圃場整備、あるいは農道整備にかかるものでございますけれども、現行のとおり新市に引き継ぐというふうにいたしております。

また、市町単独補助金がございます。これは国、あるいは県の補助事業の対象とならない小規模の土地改良事業に必要な経費を市町が補助するものでございますけれども、これにつきましても各市町によりまして内容が異なっておりますので、合併後新市において調整するというふうにいたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

吉山会長

引き続き水産部会長。

竹本水産部会長

水産部会より参っております松浦市水産課の竹本です。どうぞよろしくお願いいたします。

23ページをお願いいたします。水産関係について御説明をいたします。

23ページには、国と県の補助事業、それから、24ページには市や町の単独事業を記載いたしております。この水産振興事業は1市2町で施設整備から種苗放流など、いろんな事業を漁協や各種団体等を通じて実施いたしておりますので、補助率等の調整に時間がかかることが予想されることから、調整の具体的内容といたしましては、合併後調整をするといたしております。

次、25ページをお願いします。

市町単独事業の利子補給につきましては、1市2町で実施している漁業近代化資金の利子補給や沿岸漁業設備資金及び漁業振興資金などの利子補給があります。この利子補給につきましては若干の差異があるため、この制度を調整するといいたしても関係漁協との協議が必要なことから、調整の具体的内容を現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後必要に応じ調整するといいたしております。

次に、26ページでございます。

水産関係施設でございますが、これにつきましては1市2町の現況をお示ししております。松浦市に4カ所、福島町に1カ所、鷹島町に2カ所の水産関係施設がございます。施設そのものは新市に引き継ぎ、管理内容等について関係漁協等との協議、調整が必要なことから、調整の具体的内容を新市に引き継ぐ。ただし、管理運営方法については合併後調整することといたしております。



27ページをお願いします。

水産関係の振興協議会等につきましては、1市2町で漁村の活性化推進や経営改善対策等を審議し、水産業の振興発展を図る機関として設置されておるところでございます。

それから、伊万里湾栽培漁業推進協議会につきましては、1市2町でそれぞれの漁業協同組合と協調し、関係漁業者の栽培漁業に対する意識の向上及びその確立を図る目的で設置されております。それぞれの関係市町及び関係漁協が基金を造成し、この協議会が種苗放流事業を実施していることから、調整内容といたしましては、水産振興協議会につきましては、松浦市、鷹島町の例を参考にし、設置する方向で合併までに調整するとし、また伊万里湾栽培漁業推進協議会につきましては、現行のとおりとするとしております。

次に、28ページをお願いいたします。

ここでは漁港の現状についてお示ししております。

これにつきましては、合併後も管理していく必要がございますので、現行のとおり新市に引き継ぐといたしております。

29ページをお願いします。

29ページから31ページにかけては、漁港管理条例の定めるところによります利用料、占用料、使用料の徴収規定を記載しております。

施設の区分、使用料単位、料金に違いがありまして、松浦市と鷹島町には県管理の漁港もありますので、県条例を基本にいたしまして松浦市の条例が制定されていることから、漁港関係の施設の利用料、占用料、使用料については松浦市の例により合併までに調整をすることといたしております。ただし、可動橋の車両通行料につきましては鷹島町の例によるということといたしております。

以上でございます。

吉山会長

ただいま協議第34号 農林水産関係事業の取扱いに関することということで、農林水産それぞれ御説明があったと思います。これより質問、意見を受けたいと思います。

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本でございます。18ページの林業振興資金の貸付金、金額的にどの程度になっておるのかということと、県の貸付金が載っておる訳ですが、県の貸付金に付随して市も貸し

付けなければならないのかというのがちょっとお尋ねしたいと思います。

和田農林部会長

林業開発促進資金の中の長崎県林業公社貸付金ということでお答えいたします。

現時点で80,804千円でございます。その下の林業振興資金貸付金につきましては、単年度ごとに貸し付けを行い、その年度内に返還、ペイというシステムでございまして、これは松浦市森林組合に貸し付けを行っておりますけれども、16年度予算計上で15,500千円でございます。

吉山会長

後段の質問は県の補助、貸し付けの関係でそういうことなんだということでございますね。（「関連があるのかどうか」と呼ぶ者あり）特に関連はない。長崎県林業公社貸付金というのは、林業公社が長崎県にある訳です。その林業公社が森林を個人、あるいは法人の所有地に植林をしてずっと造林をやる。それを売って市に支払いするという、そういう公社なんです。その長期運転資金を貸し付けるといって、まず自治体に関係しながら貸し付けをしております。すべての自治体ではございません。そういう公社に関わりのある自治体です。

他に。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤でございます。

8ページの中で、特にこの農産物加工所の下、鷹島町のその他の施設の中で鷹島町農村環境改善センターというやつが出ておるようでございますが、これはこういった内容のものであるかということと、これはセンター特有の運営をされておられるなら、将来委託をされるのか、そこら辺と併せてお尋ねします。

吉山会長

8ページの農政関係についての中、鷹島町における鷹島町農村環境改善センター。

和田農林部会長

お答えいたします。

鷹島町の農村環境改善センターにつきましては、町の方でたばこの耕作組合の方と契約されて管理委託をされております。使い方は、資材倉庫ということで使われておるということでございます。

出口事務局職員

事務局の出口です。申し訳ございません、若干補足をさせていただきます。

この施設については、火電交付金事業というもので補助金をいただいて建設しております。この補助事業を活用する際に、農村環境改善センターというのは農林関係で多種多様な補助事業がございます。そういったことで、・資材倉庫ということでその交付金事業を活用するためにあえて名称をつけております。

この資材倉庫については、地下の分が、たばこ関係資材の一時保管場所ということで、地下部分が資材倉庫の場所となっております。通常1階部分に当たるところが町と管理委託契約をいたしておりますところのたばこ耕作組合の事務所が入っていると、そういう状況になっております。

以上でございます。

吉山会長

はい。その他。今のところはいいですか。確認まではいかんわけでしょうから。余りにも調整項目そのものが多うございますので、今日特にまとめたいこと等がなければ、次回に協議を持ち越したいと思いますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第34号を本日新規提案としてさせていただきます、一部の質疑を受けたところです。本日のところはこれで打ち止めといたしたいと思います。次回、第6回の協議会で協議をさせていただきます。それでよろしいですね。

では、一応用意しました協議題につきましては継続協議、新規提案一応区切りがついたところでございます。事務局の方から何か、後の日程等々について。

大久保事務局長

まず、本日のことでございますけれども、皆様の御協力を得まして予定よりも早く終わったようでございます。それで、いずれにしろ船の時間等もございませぬですから、鷹島町さんにお世話になりまして、時間が許す限り公共施設を見せていただこうかなと思っておりますが、それが一番いいんじゃないかと思っておりますので、この後しばらく船の時間を勘案して、島内の巡回をさせていただきたいと思っております。

それから、今後の協議会の委員さんのスケジュールでございますけれども、現在確定しておる分だけのお知らせを確認の意味でやりたいと思っております。

まず、議会議員の取扱いに関する小委員会を12月3日10時から松浦市役所内でするようにいたしております。

それから、12月4日、これは建設計画の文案調整会ということで、小委員会の正副委員長さんと首長さんが寄りまして、これは9時30分から松浦市役所で開催いたします。これはできるだけ午前中で終わらせたいと思っておりますので、御協力お願いいたします。

それから、次の第6回協議会は12月8日に福島町さんにお世話になります。この日は多分1日となっておりますので、またよろしく申し上げます。

以上が当面の日程でございます。よろしく申し上げます。

吉山会長

それでは、第5回の松浦地域合併協議会をこの辺で閉じたいと思います。

本当に鷹島町のこの場で協議を進めてまいりました。継続協議もかなり皆さん方の御理解を得ながらまとめることができました。膨大な数の調整内容でもございましたけれども、提案も無事対応することができました。次回8日に向けてそれぞれ研究を重ねておいていただきたいと思っております。

なお、これから合併の実現までいろんな角度で御苦労が出てくるかと思っておりますけれども、よろしく願いを申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

午後3時58分 閉会